

NICOS カード「Soo」会員規約・規定集

三菱UFJニコス株式会社

会員規約および特約をよくお読みのうえ、カードをご利用ください。

目次

NICOS カード「Soo」会員規約

第 1 編 総則	5
第 1 章 本契約の成立	5
第 1 条 (定義)	5
第 2 条 (本契約の申込と成立)	5
第 3 条 (本契約と本規約の関係)	5
第 4 条 (特約)	5
第 2 章 本契約に基づく会員の地位	5
第 1 節 会員に提供されるサービス	5
第 5 条 (基本サービス)	5
第 6 条 (付帯サービス等)	5
第 2 節 会員の義務	6
第 1 款 カード等の管理等	6
第 7 条 (カードの貸与)	6
第 8 条 (カードの有効期限および更新カードの発行)	6
第 9 条 (カードの再発行)	6
第 10 条 (更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)	6
第 11 条 (子カード)	7
第 12 条 (暗証番号)	7
第 13 条 (カード等の管理)	7
第 14 条 (暗証番号の管理)	7
第 15 条 (カードの占有喪失時の会員の義務)	8
第 16 条 (カードの利用と会員の責任)	8
第 17 条 (カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等)	9
第 18 条 (カード情報または偽造カードが利用された場合の会員の責任)	9
第 19 条 (暗証番号が使用された場合の会員の責任)	10
第 20 条 (クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の 会員の責任)	10
第 21 条 (第三者へのカード情報の登録と管理)	10
第 2 款 その他の義務	10
第 22 条 (年会費)	10
第 23 条 (届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)	10
第 24 条 (みなし届出)	11
第 25 条 (年収および職業等の申告)	11
第 26 条 (取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)	11
第 27 条 (犯罪収益等隠匿行為等の禁止)	11
第 28 条 (WEB サービス等への登録)	12
第 29 条 (WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項)	12

第2編 カード等の利用等と支払	12
第1章 利用可能枠等	12
第30条（利用可能枠等の設定等）	12
第31条（利用可能枠の範囲での利用）	13
第32条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）	13
第33条（キャッシング利用可能枠の設定等）	13
第34条（キャッシング利用可能枠の範囲での利用）	13
第35条（複数枚カード保有の場合の利用可能枠等の特則）	13
第2章 カードショッピング	14
第1節 カードショッピングの利用	14
第36条（カード等の利用による立替払いの委託）	14
第37条（加盟店）	14
第38条（カードショッピングの利用方法）	14
第39条（通信販売等加盟店の場合のカードショッピング利用方法）	14
第40条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）	15
第41条（継続課金取引の場合におけるカードショッピングの利用方法の特則）	15
第42条（継続課金取引の終了等）	15
第43条（カードショッピング利用時の本人確認等）	15
第44条（カードショッピング利用に係る禁止行為等）	15
第45条（会員の責によらないカードショッピングの利用の制限）	16
第2節 支払義務と支払方式	16
第46条（カードショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の支払義務）	16
第47条（海外アクワイアラー加盟店でのカードショッピング利用とカードショッピング利用代金等）	16
第48条（支払方式の種類と内容）	17
第49条（分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数ならびにボーナス月加算額）	17
第50条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法）	18
第51条（リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更）	18
第52条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）	18
第53条（支払方式の指定）	18
第54条（指定された支払方式の変更）	19
第3節 ショッピング利用手数料	19
第55条（手数料率）	19
第56条（手数料率の変更）	19
第57条（分割払いおよびボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法）	20
第58条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）	20
第4節 支払日と支払額等	20
第59条（1回払い）	20
第60条（ボーナス1回払い）	20
第61条（2回払い）	20
第62条（分割払い）	20
第63条（ボーナス併用分割払い）	21
第64条（分割払い・ボーナス併用分割払いの支払額の変更）	21
第65条（残高スライドリボルビング払いまたは元利定額リボルビング払いの支払額）	21
第66条（ボーナス併用リボルビング方式の支払額）	21
第67条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）	22
第68条（ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い）	22
第69条（リボルビング払いの臨時加算支払）	22
第5節 カードショッピングに関する雑則	22
第70条（加盟店との紛議）	22
第71条（支払停止の抗弁）	22

第3章 カードキャッシング	23
第1節 カードキャッシングの利用	23
第72条（金銭消費貸借契約の成立）	23
第73条（カードキャッシングの利用方法）	23
第74条（当社所定のATM等）	23
第75条（交付資金およびその金額）	23
第76条（カードキャッシング利用に係る禁止行為）	23
第77条（カードキャッシングの利用が制限される場合）	24
第2節 元利金支払義務および返済方式	24
第78条（元利金支払義務）	24
第79条（日本国外でのカードキャッシングの利用）	24
第80条（カードキャッシングの返済方式の種類）	24
第81条（キャッシングリボの返済額の原則的算定方法）	24
第82条（キャッシングリボの返済額の算定方法等の変更）	24
第83条（返済額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）	25
第84条（返済方式の指定）	25
第3節 利息および費用	25
第85条（利率）	25
第86条（利率の変更）	25
第87条（キャッシングリボの利息計算方法）	25
第88条（ATM利用手数料）	26
第4節 返済日と返済額等	26
第89条（残高スライドリボルビング払いの返済額）	26
第90条（ボーナス併用残高スライドリボルビング払いの返済額）	26
第91条（キャッシングリボの臨時加算返済）	26
第92条（ATM利用手数料の支払）	26
第4章 支払	27
第1節 締切日および約定支払日	27
第93条（締切日および約定支払日）	27
第94条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）	27
第2節 約定支払日における支払	27
第95条（ご利用明細の提供等）	27
第96条（ご利用代金請求書の発行）	28
第97条（口座振替による支払および合算請求）	28
第98条（再振替）	28
第99条（口座振替によらない支払）	28
第3節 履行期に遅れた支払	29
第100条（遅延損害金）	29
第4節 約定支払日前の支払	30
第101条（約定支払日前の弁済およびその手続）	30
第102条（約定支払日前の弁済ができる範囲）	31
第103条（第101条によらずになされた支払）	31
第104条（ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則）	31
第5節 支払等に関する雑則	32
第105条（返金等の処理）	32
第106条（期限の利益の喪失）	32
第107条（充当）	33
第108条（支払等に要する費用等の負担）	34
第3編 退会、会員資格の取消その他の条項	34
第109条（反社会的勢力等の排除）	34

第 110 条（本規約等の変更）	34
第 111 条（退会）	35
第 112 条（会員資格の取消）	35
第 113 条（カード等の利用の停止）	37
第 114 条（本契約の解約）	37
第 115 条（更新カード不発行等と本契約の終了）	38
第 116 条（本契約終了の効果）	38
第 117 条（外国為替および外国貿易に関する法令等の適用）	38
第 118 条（準拠法）	39
第 119 条（合意管轄）	39
別紙 1 定義集.....	40
別表 1（第 50 条、第 51 条、第 65 条関係）	43
別表 2（第 50 条、第 51 条、第 65 条関係）	43
別表 3（第 50 条、第 51 条、第 52 条、第 65 条関係）	43
別表 4（第 55 条関係）	44
別表 5（第 81 条、第 82 条、第 83 条関係）	45
別表 6（第 88 条関係）	45
割賦販売法第 30 条に定める情報提供書面（NICOS カード「Soo」）	46
個人情報の取扱いに関する同意条項（NICOS カード「Soo」）	53

NICOS カード「Soo」会員規約

第 1 編 総則

第 1 章 本契約の成立

第 1 条（定義）

本規約において、別紙 1 定義集各号に掲げる語句は、本規約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。

第 2 条（本契約の申込と成立）

- 1 本契約は、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「当社」といいます。）が、会員となろうとする者による申込を承諾し、当社所定の手続を完了したときに成立するものとします。
- 2 前項の申込は、当社所定の手続により、当社所定事項を漏れなく、かつ正確に申告して行うものとします。
- 3 申込者は、申込に対する諾否の結果にかかわらず、申込書、申込に際して提出された書面その他の物の返還を請求することはできず、当社は、これら提出物を適宜処分することができるものとします。

第 3 条（本契約と本規約の関係）

本規約は、本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または本規約に定めるところに従い本規約が変更された場合には、変更後の本規約が本契約の内容となります。

第 4 条（特約）

- 1 当社は、特定のサービスに関する事項など、本契約の内容となるべきものの一部のみに関する事項につき、特約を定めることができるものとします。
- 2 当社が、特約を定めたときには、当該特約は、本規約と一体となって当該特約の適用対象となる会員またはサービスにつき適用されるものとします。この場合において、特約に、本規約に定めがない事項または本規約と異なる内容が定められている場合には、特約が優先して適用されるものとします。

第 2 章 本契約に基づく会員の地位

第 1 節 会員に提供されるサービス

第 5 条（基本サービス）

- 1 会員は、本規約に定めるところに従い、当社の承諾を得てカードショッピングを利用することができます。
- 2 会員（会員となろうとする者を含みます。）が、キャッシング利用可能枠の設定を申し込み、当社がこれを認めたときには、会員は、本規約に定めるところに従い、当社の承諾を得てカードキャッシングを利用することができます。
- 3 当社は、第 1 項または第 2 項のサービスにつき、常時提供することを保証するものではありません。

第 6 条（付帯サービス等）

- 1 会員は、付帯サービスを、当社またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当社が会員に通知し、または当社ウェブサイトその他の当社所定の方法により公表します。
- 2 当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止もしくは廃止することができるものとします。
- 3 会員が会員資格を喪失した場合または第 8 条第 2 項に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。
- 4 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。

- 5 会員が当社に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当社は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。
- 6 当社は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。会員は、会員が当該付帯サービスを利用したときには、当社があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。

第2節 会員の義務

第1款 カード等の管理等

第7条（カードの貸与）

- 1 当社は、会員が入会をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを1枚発行し、これを会員に貸与します。
- 2 会員は、第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）第2項または第9条（カードの再発行）の場合を含め当社よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。
- 3 当社が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当社に帰属します。
- 4 会員は、当社が別に定める場合を除き、第8条第2項または第9条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。

第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）

- 1 カードの有効期限は、カードに表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。
- 2 会員に貸与したカードの有効期限満了が近づき当社が適当と認めるときには、当社は、会員に対し、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。

第9条（カードの再発行）

- 1 当社は、カードの盗難もしくは紛失を理由として会員がカードの再発行を求め、当社がこれを適当と認めた場合または毀損、滅失その他の当社が適当と認める理由に基づき会員がカードの再発行を希望した場合には、会員に対し、カードの再発行を行い貸与します。この場合、当社が必要と認めたときには、カード番号を変更することがあります。
- 2 当社が会員に貸与したカードがICカードであって会員が暗証番号の変更を求めた場合、当社は、会員に対し、暗証番号を変更したICカードの再発行を行い貸与します。
- 3 第1項または第2項によりカードの再発行を行う場合、当社は、会員に対し、当社所定のカードの再発行手数料を請求できるものとします。
- 4 第1項または第2項の規定にかかわらず、カードの偽造またはカード情報の漏えいのおそれがあるときなどカード情報の管理または保護のために必要がある場合その他当社の業務上必要がある場合には、当社は、会員の申出によらずして、カード番号を変更のうえカードを再発行することがあります。

第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）

- 1 会員は、第8条第2項または第9条の規定により当社から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認めるときには、当社は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当社の指示に従うものとします。
- 3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条第2項または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当社が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならぬものとします。
- 4 前項に規定するときには、当社は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知すること

ができるものとし、ただし、当社は、かかる通知を行う義務を負わないものとし、

第11条（子カード）

当社は、会員に対し、子カードを発行し、貸与する場合があります。

子カードについては、その性質に反しない限度で、カード等の管理等に関する規定（第2節第1款）その他本規約のカード等に関する規定を準用します。

第12条（暗証番号）

- 1 会員（会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）は、入会に先立ち、当社所定の方法によりカードの暗証番号として4桁の数字を当社に申し出るものとし、
- 2 会員は、暗証番号を選択するにあたっては、以下の各号のいずれかに該当するなど、他人に推知されやすい数字列を選択してはならないものとし、
 - (1) 「0000」、「9999」などの同一数字の反復
 - (2) 会員の生年月日、電話番号、自宅住所もしくは郵便番号、常用する自動車の登録番号または趣味など、会員の身の回りの事柄から容易に推測される番号
 - (3) キャッシュカード、他のクレジットカードなどの暗証番号と同一または類似の番号
- 3 会員は、その選択した暗証番号が前項に反しまたは反することとなったときには、当社に対して暗証番号の変更を申し出なければならないものとし、
- 4 会員が入会に先立ち暗証番号を申し出ない場合または会員の申し出た数字列が暗証番号として著しく不適切と当社が判断した場合には、当社は、任意の4桁の数字を暗証番号として登録することができるものとし、この場合、当社は、当社所定の方法で、会員に対し、その旨および登録した暗証番号を通知します。
- 5 前項の規定にかかわらず、当社は、会員が登録した暗証番号の適切性を確認する義務および暗証番号を適切なものに変更する義務を負わないものとし、

第13条（カード等の管理）

- 1 会員は、他人にカード等を利用させてはならないものとし、カード等が他人に利用されることがないよう、善良なる管理者の注意をもってカード等を利用および管理しなければなりません。
- 2 会員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとし、ただし、第2号については、本規約に別に定める場合または当社が明示的に許諾した場合にはこの限りではありません。
 - (1) 他人へのカードの譲渡、担保権設定などの処分行為
 - (2) カードの毀損、分解などの物理的損壊行為
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、カードに対する当社の所有権を侵害する行為
 - (4) シールの貼付などによるカードの外観または形状の変更
- 3 会員は、貸与、寄託その他どのような方法によってもカードの占有を他人に移転してはなりません。
- 4 会員は、基本サービスまたは付帯サービスを受けるため所定の利用方法に従い提供する場合その他の正当な理由がある場合を除き、他人にカード情報を提供しまたは他人がカード情報を利用できる状況を作成してはなりません。
- 5 会員は、カードの複製もしくは改ざんまたはカード上の磁気ストライプ、ICチップもしくはこれらに含まれるデータの複製、改ざんもしくは解析を行ってはならないものとし、
- 6 当社は、会員に対し、カード等の利用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
- 7 当社は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、カード等の利用および管理に関する注意事項を会員に通知しまたは当社ウェブサイトに掲出するなど会員の知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとし、
- 8 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとし、

第14条（暗証番号の管理）

- 1 会員は、暗証番号を他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。

- 2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載もしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。
 - (1) 暗証番号
 - (2) (1)以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号
- 3 当社は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
- 4 当社は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知しまたは当社ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第 1 項の義務を履行するものとします。
- 5 第 2 項から前項までの規定は、第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）

- 1 会員が貸与されたカード（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードであって、これに記載された有効期限を経過していないものを含みます。本条、第 16 条および第 19 条において同じ。）につき、盗難、紛失その他どのような事由であってもその占有を喪失したときには、会員は、以下の各号に定めるところに従い対応しなければなりません。
 - (1) ただちにカードの占有喪失の事実を当社所定の窓口連絡すること。
 - (2) すみやかにカードの占有喪失の事実を最寄りの警察に届け出ること。
 - (3) 当社が請求したときには、前号の届出を行ったうえで、すみやかに当社に対し、カード喪失届を提出すること。
- 2 前項第 1 号の連絡を受けた場合または会員に貸与したカードが他人に利用されたおそれがある場合には、当社は、会員のカードの利用および管理の状況を確認するためまたはカードの他人による利用を防止するために当社が必要と認める事項について、会員に対して説明、資料提出その他当社の行う調査への協力を求めることができ、会員は、遅滞なくこれに応ずるものとします。
- 3 前項に規定する場合、会員は、当社の請求により、カードの他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第 16 条（カードの利用と会員の責任）

- 1 会員のカードが利用された場合、他人によるカード利用によるものであっても、これに係るカード等利用料金等相当額は会員が支払義務を負担するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人がカードを利用した場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当社は、会員に対し、当社が第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）第 1 項第 1 号の連絡を受け付けた日前 60 日以降の、当該連絡に係るカード等利用料金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます。）を免除します。
 - (1) 会員が、第 15 条第 1 項各号の手続をすべて行ったこと。
 - (2) 第 15 条第 1 項第 2 号の警察への届出が受理されたこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員の対象債務は免除されないものとします。
 - (1) カードの管理の状況、カードの占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、その意思によらないカードの占有喪失につき会員の重大な過失がある場合
 - (2) カードの他人利用につき、会員の故意または重大な過失がある場合
 - (3) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカードの占有喪失に関与し、またはカードを利用した場合
 - (4) 第 7 条（カードの貸与）第 2 項、第 10 条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）、第 13 条（カード等の管理）その他本規約に定める貸与カードの利用および管理に関する会員の義務に違反している状況において、カードの占有を喪失した場合
 - (5) 前号に掲げる場合を除き、当社が、会員に対し、カードの利用、管理または破棄に関して依頼した事項に会員が応じなかった場合

- (6) 会員が当社に対し、盗難、紛失などカードの占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合
- (7) 会員が第 15 条第 2 項の調査に協力せずまたはその説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
- (8) 当社が第 15 条第 3 項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当社が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）
- 4 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当社は、会員に対し、会員がカードの占有を喪失したことまたは他人がカードを利用したことに起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるものの以外のもについて賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 前項第 1 号または第 2 号に定める事由がある場合
 - (2) 前項第 6 号前段または第 7 号前段に定める事由がある場合
 - (3) 前項第 6 号後段または第 7 号後段に定める事由があり、これにつき会員に故意または重大な過失がある場合

第 17 条（カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等）

- 1 会員は、カード情報（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含まれる有効期限が経過していないものを含みます。本条から第 21 条までの規定において同じ。）の他人による利用のおそれまたは偽造カードの利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当社所定の窓口にてその旨を連絡するものとします。
- 2 前項の連絡を受けた場合、カード情報が他人により利用されたおそれのある場合または偽造カードが利用されたおそれがある場合には、当社は、カード等の利用および管理の状況またはカード情報の他人による利用もしくは偽造カードの利用を防止するために当社が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当社の行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
- 3 前項に規定するいずれかの場合、会員は、当社の請求により、カード情報の他人による利用または偽造カードの利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第 18 条（カード情報または偽造カードが利用された場合の会員の責任）

- 1 会員は、会員に貸与されたカードに係るカード情報が利用された場合であっても、これが他人により利用されたものであるときには、これに係るカード等利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。偽造カードが他人により利用された場合も同様とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。
 - (1) 会員がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいについて会員に重大な過失がある場合
 - (2) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいに関与した場合
 - (3) 第 1 号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員に故意または重大な過失がある場合
 - (4) 第 2 号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合
 - (5) 会員が、第 17 条(カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等) 第 2 項の調査に協力せず、または説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
 - (6) 当社が第 17 条第 3 項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当社が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）
- 3 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当社は、会員に対し、カード情報の他人による利用または偽造カードの利用に起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるものの以外のもについて賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 前項第 1 号または第 3 号の事由がある場合（ただし、会員に故意または重大な過失があるときに限ります。）

- (2) 第 17 条第 2 項の調査において虚偽の説明をした場合
- (3) 前号の場合を除き、前項第 5 号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意または重大な過失があるとき。

第 19 条（暗証番号が使用された場合の会員の責任）

- 1 カード等の利用にあたり暗証番号が使用された場合には、第 16 条（カードの利用と会員の責任）第 2 項または第 18 条（カード情報または偽造カードが利用された場合の会員の責任）第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき会員が支払義務を負担するものとします。
- 2 前項の規定は、会員および使用された暗証番号に係る会員が善良なる管理者の注意をもって暗証番号を選択、使用および管理している場合には適用されないものとします。
- 3 第 1 項に規定する場合であって、会員が、その暗証番号を他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失によりその暗証番号を他人が知ることができる状態においていたときには、当社は、会員に対し、他人が暗証番号を使用してカードを利用したこと起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第 20 条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の会員の責任）

- 1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 18 条（カード情報または偽造カードが利用された場合の会員の責任）第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき会員が支払義務を負担するものとします。
- 2 会員は、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワードもしくはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。
- 3 会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第 1 項の規定は適用されないものとします。
- 4 会員が ID 等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、当社は、会員に対し、他人がカード情報を利用したこと起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）

- 1 第 13 条（カード等の管理）の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。
 - (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。
 - (2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。
- 2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確認する情報または手段につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないように、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。

第 2 款 その他の義務

第 22 条（年会費）

- 1 会員は、当社に対し、当社所定の日に当社所定の年会費をカード等利用代金等と同様の方法で支払うものとします。
- 2 年会費の額および支払日は、カード送付時に会員に通知しまたは会員向けの当社ウェブサイトに表示する方法により会員に示されたところによるものとします。
- 3 支払済みの年会費は、本契約が終了した場合でも返金いたしません。また、カードの利用停止中であっても、これにより年会費の支払義務は免れないものとします。

第 23 条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）

- 1 会員は、当社に申告しまたは届け出た事項のうち次の各号（以下「届出事項」といいます。）のいずれ

かに誤りまたは変更があったときには、遅滞なく、当社所定の方法によりその旨およびその内容を届け出るものとします。

- (1) 会員の氏名もしくは住所
 - (2) 会員の自宅固定電話番号、携帯電話番号またはメールアドレス
 - (3) 会員の職業（個人事業主の場合には、事業の種類を含みます。）または主たる収入の種類
 - (4) 会員の勤務先または事業の名称、所在地（事業の場合にあってはその本拠）もしくは電話番号
- 2 前項の届出が遅滞し、これにより、当社の会員に対する通知（電磁的記録による場合を含みます。以下本項において同じ。）もしくは書類その他の送付物が延着しまたは到着しなかった場合には、当社は、当該通知または送付物が、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことができるものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことにつき客観的にやむを得ない事由がある場合にはこの限りではありません。
- 3 当社は、入会時および入会後定期的にまたは必要に応じ、会員に対して、会員の国籍、在留資格および在留期間の届出を求めることがあり、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
- 4 当社は前項の届出内容につき確認の必要があると認めるときには、会員に対して、会員の在留カード（有効かつ現在の住居地が記載されたものに限り。）の提示または会員の在留資格および在留期間を証する文書の提出を求めることがあり、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第24条（みなし届出）

- 1 会員と当社との間で複数のカード会員契約またはカード会員契約以外の契約がある場合において、会員が、届出事項の変更を会員と当社との間のいずれかの契約について届け出た場合には、当社は、会員と当社との間のすべての契約との関係でこれを届け出たものとみなすことができるものとします。
- 2 当社は、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、会員からの届出を待つことなく当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことができるものとします。ただし、当社は届出事項の変更につき会員のために調査をする義務は負いません。

第25条（年収および職業等の申告）

- 1 会員は、割賦取引利用可能枠が定められている場合であって、その年間の収入の額または種類が変動したときには、遅滞なくこれを当社に申告するものとします。
- 2 会員は、当社が、会員の年間の収入の額もしくはその種類、勤務先または職業につき当社に対して申告するよう求めた場合には、遅滞なくこれを当社に申告するものとします。
- 3 会員は、当社が請求したときには、遅滞なく、会員の収入を証する書面であって当社所定のものを出し、提出するものとします。

第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）

- 1 当社が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところに従い取引時確認を行うときには、会員は、これに応ずるものとします。
- 2 会員は、当社に対して申告した本契約に基づく取引に係る取引の目的を変更する場合には、あらかじめ当社に対し、当社所定の方法で申告するものとします。
- 3 会員は、会員が以下のいずれかに該当する場合または該当することとなった場合には、遅滞なく、当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。
 - (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める現に外国政府等において重要な公的地位にある者
 - (2) 過去に前号に該当していた者
 - (3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者（事実婚を含みます。以下本号において同じ。）、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子
- 4 会員によるカードショッピングまたはカードキャッシングの利用につき、その利用金額、頻度、利用の場所その他利用の内容または態様が、会員が当社に申告した職業、取引の目的、年収その他事項に照らし不自然である場合には、当社は、会員に対し、取引の目的、支払原資その他関連事項につき説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）

- 1 会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。

- (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。
 - (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者（団体を含みます。）との間で取引を行うこと。
 - (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。
 - (4) 米国 OFAC 規制など、本契約を実行するために必要となる取引（Visa など当社と提携する者により遂行される取引を含みます。）に対し、いずれかの法域において適用されうる経済制裁に係る法令、行政命令または司法命令により規制される取引を行うこと。
- 2 会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。
 - 3 当社は、第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第 28 条（WEB サービス等への登録）

- 1 会員（会員となろうとする者を含みます。）は、本契約の申込にあたりまたは本契約成立後遅滞なく、当社が別に定めるところに従い、WEB サービスおよび WEB 明細に登録するために必要となる手続をとるよう努めるものとします。
- 2 会員は、会員としての資格を有する間、WEB サービスおよび WEB 明細登録を維持するよう努めるものとします。

第 29 条（WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項）

- 1 会員は、当社が別に定めるところに従い WEB サービスの登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。
- 2 会員は、WEB サービスおよび WEB 明細の登録を行うことにより、WEB 明細を利用することができます。
- 3 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。
- 4 WEB サービスまたは WEB 明細を提供するために開設された当社所定のウェブサイトにおいて ID 等が利用された場合には、当社は、当該 ID 等に係る会員により WEB サービスまたは WEB 明細が利用されたものとみなすことができるものとします。
- 5 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当社ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。
- 6 会員は、WEB サービスもしくは WEB 明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- 7 WEB サービスもしくは WEB 明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当社は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更しまたは廃止することができるものとします。

第 2 編 カード等の利用等と支払

第 1 章 利用可能枠等

第 30 条（利用可能枠等の設定等）

- 1 当社は、会員の入会時に、審査のうえ、その利用可能枠を決定し、これを、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとします。
- 2 当社は、前項に定める利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当社所定の方法で会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。
- 3 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当社の業務またはシステム上の必要その他一切の

事情を勘案して、利用可能枠または割賦取引利用可能枠（以下本条において「各種利用可能枠」といいます。）を増額または減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後の各種利用可能枠につき、当社所定の方法で会員に通知または会員が知りうる状態に置くものとします。

- 4 前項第 1 文の場合において、当社は、会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。
- 5 第 1 項または第 2 項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。
- 6 第 2 項の対象カード等とは、当社が発行するカード等であって、法人カード等を除くものをいいます。

第 31 条（利用可能枠の範囲での利用）

- 1 会員は、以下の各号の債務の未決済残高の合計額が、利用可能枠を超えることとなる基本サービスおよび付帯サービスの利用は、行ってはならないものとします。
 - (1) カードショッピング利用代金
 - (2) カードキャッシングの融資金
 - (3) 年会費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本契約に定めるところにより会員が当社に対して負担する金銭債務（ただし、ショッピング利用手数料およびカードキャッシングの利息は除きます。）
- 2 前項各号の債務の未決済残高の合計額が利用可能枠を超えることとなった場合、会員は、当社の請求により、ただちに、当該超過した債務全額を一括して支払わなければならないものとします。

第 32 条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）

- 1 会員は、会員（会員が当社から他の対象カード等の発行を受けている場合であって、当該対象カード等に家族会員がある場合には、当該家族会員を含みます。）が、対象カード等によるカードショッピングまたは対象カード等に係る付帯サービスを利用したことに基づき会員が負担する金銭債務のうち支払方式が 1 回払いではないものの未決済残高（ただし、割賦取引利用可能枠超過の判定の目的に限っては、ショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。
- 2 前項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えるものとなった場合、会員は、当社の請求により、当該超過した債務全額を一括して当社に対して支払わなければならないものとします。
- 3 本条第 1 項に定める「対象カード等」とは、第 30 条（利用可能枠等の設定等）第 6 項に定める対象カード等をいいます。

第 33 条（キャッシング利用可能枠の設定等）

- 1 当社は、会員からの申込により、審査のうえ、利用可能枠の範囲でキャッシング利用可能枠を決定し、これを当社所定の方法で会員に通知します。
- 2 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当社の業務またはシステム上の必要その他一切の事情を勘案してキャッシング利用可能枠を減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後のキャッシング利用可能枠につき、当社所定の方法で会員に通知または会員が知りうる状態に置くものとします。
- 3 キャッシング利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。

第 34 条（キャッシング利用可能枠の範囲での利用）

会員は、カードキャッシング利用に係る融資金の未決済残高が、キャッシング利用可能枠を超えることとなるカードキャッシングの利用を行ってはならないものとします。

第 35 条（複数枚カード保有の場合の利用可能枠等の特則）

- 1 当社が会員に対して、複数枚の NICOS カードを本人会員として貸与している場合（本条において当該 NICOS カードおよびそのカード情報を総称して「全貸与カード等」といいます。）、第 30 条（利用可能枠等の設定等）第 1 項に定める利用可能枠および第 33 条（キャッシング利用可能枠の設定等）第 1 項に定めるキャッシング利用可能枠は、全貸与カード等のうち最も高額のもので、全貸与カード等（当該カード等に係る家族カード等がある場合には当該家族カード等を含みます。以下本条において同じ。）

に共通して適用されるものとします。

- 2 第 31 条（利用可能枠の範囲での利用）および第 34 条（キャッシング利用可能枠の範囲での利用）の規定は、前項に規定する場合に準用します。この場合、第 31 条第 1 項に「以下の各号の債務の未決済残高の合計額」とあるのは、「全貸与カード等の利用による以下の各号の債務の未決済残高の合計額」と、第 34 条に「カードキャッシング利用に係る融資金の未決済残高」とあるのは、「全貸与カード等によるカードキャッシング利用に係る融資金の未決済残高」と、それぞれ読み替えるものとします。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、貸与された NICOS カード「Soo」について個別に定められた利用可能枠またはキャッシング利用可能枠がある場合、会員は、当該利用可能枠またはキャッシング利用可能枠の範囲を超えてカード等を利用することはできません。

第 2 章 カードショッピング

第 1 節 カードショッピングの利用

第 36 条（カード等の利用による立替払いの委託）

- 1 会員が、本規約に定めるところに従い、貸与されたカード等を加盟店において利用したときには、会員は、当社に対し、当該利用に係る以下のいずれかの金員を当該カード等を利用した会員に代わり当社が立て替えて支払うことの委託を申し込んだものとします。当該申込は、当社所定の手続により申出がなされ当社が承認した場合を除き、撤回することはできないものとします。
 - (1) 加盟店からの商品もしくは権利の購入の代金または役務受領の対価
 - (2) 国税、地方税、社会保険料その他これらに類する金員
- 2 当社は、前項に定める立替払いの委託の申込を承諾しない場合には、加盟店を通じてこれを会員に通知するものとします。加盟店において所定のカードショッピング利用の手続が完了しつつ、かかる通知がない場合には、当社は、立替払いの委託の申込を承諾しこれを受託したものとします。ただし、その効力は、加盟店から、第 1 項各号に係る金員の支払請求を当社が受けたことを条件として発生するものとし、その効力発生時期は当該支払請求を当社が受領した時点とします。
- 3 当社は、第 1 項に定める立替払いの委託の申込を承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき、当社所定の時期に行うことができるものとし、かつ、金銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に金銭の支払と同視し得る方法によって行うことができるものとします。また、当社がその加盟店との間で、加盟店との支払に係る法律上の原因をどのように定めているかを問わないものとします。
- 4 第 1 項に定める立替払いの委託に基づく支払につき、当社は、当社または Visa と提携するカード会社、金融機関その他事業者が、直接または間接にその加盟店に対して行うことで、当社の支払に代えることができるものとします。前項の規定は、この場合に準用します。
- 5 会員は、当社に対し、第 1 項の委託に条件もしくは期限を定め、またはその執行時期もしくは方法を指図もしくはこれに制限を加えることはできないものとします。

第 37 条（加盟店）

加盟店は、当社もしくは当社提携先加盟店または Visa 加盟店とします。

第 38 条（カードショッピングの利用方法）

- 1 会員がカードショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、カードショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、カードショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当社所定の範囲のものであり、かつ、カードショッピング利用代金の額が当社所定の金額の範囲である場合であって、当社所定の加盟店（加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあつては当社所定の売場）におけるカードショッピングの利用であるときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。

第 39 条（通信販売等加盟店の場合のカードショッピング利用方法）

- 1 第 38 条（カードショッピングの利用方法）の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりカードショッピングを利用することが

できます。

- 2 前項の方法でカードショッピングを利用する場合、クレジットカード本人認証サービスの利用その他の本人認証方式の利用を求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。

第 40 条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）

- 1 第 39 条（通信販売等加盟店の場合のカードショッピング利用方法）に定める加盟店の一部においては、カードショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりカードショッピングを利用することができます。
- 2 会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。

第 41 条（継続課金取引の場合におけるカードショッピングの利用方法の特則）

第 38 条（カードショッピングの利用方法）および第 39 条（通信販売等加盟店の場合のカードショッピング利用方法）の規定にかかわらず、当社が適当と認める場合には、会員は、継続課金取引により発生する代金または対価につき、カード情報をあらかじめ当該継続課金取引に係る加盟店に登録することにより、当該継続課金取引につきカードショッピングを利用することができます。この場合、当該加盟店が当該継続課金取引により発生する代金または対価を当社に請求した時点で、カード等を利用したものとみなします。

第 42 条（継続課金取引の終了等）

- 1 会員が、第 41 条（継続課金取引の場合におけるカードショッピングの利用方法の特則）に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了または当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるカードショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第 41 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。
- 2 会員が、第 41 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第 41 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。

第 43 条（カードショッピング利用時の本人確認等）

- 1 カードショッピングの利用にあたり、当社または加盟店は、会員に対し、運転免許証その他の本人確認書類の提示を求め、または電話による本人確認その他カード等の不正利用を防止するために必要な確認を行う場合があります。この場合、会員は、当該確認に応ずるものとします。
- 2 当社は、カード等の不正利用を防止するため必要がある場合には、加盟店に対し、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他当社に届け出た会員の個人情報を提供し、加盟店が、これを、当該カードショッピングを利用しようとする者が当該加盟店に申告または届け出た情報と照合することがあり、会員は、これにあらかじめ同意します。
- 3 第 1 項の場合において、加盟店は、当社に対し、カード等の不正利用を防止するため、当該カードショッピング利用に係る売買等（商品の送付先または役務の提供先の所在地および氏名もしくは名称を含みます。）または当該カード等の利用者に関する情報（過去における当該加盟店での売買等取引の有無、回数、時期その他当該売買に関する事実を含みます。）を提供することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意します。

第 44 条（カードショッピング利用に係る禁止行為等）

- 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するカードショッピング利用を行ってはならないものとします。
 - (1) 法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの

- (2) 加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品または権利を買い受けることを前提とする商品または権利の購入のためのもの
 - (3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、金銭の取得を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの
 - (4) 加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨（ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。）の購入のためのもの
 - (5) 暗号資産の購入のためのもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの
 - (7) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの
 - (8) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの
 - (9) 不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典（付帯サービスの提供によるものを含みます。）を得ることとなるもの
 - (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの
- 2 カードショッピングの利用が、前項の禁止に違反したまたは違反するおそれがあるものである場合には、当社は、カードショッピングの利用を承認しないことがあります。
 - 3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、カードショッピングの利用が制限されまたはカードショッピングの利用ができない場合があります。
 - (1) 商品券その他の金券類の購入
 - (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入
 - (3) 前各号に掲げるもののほか当社が定め当社ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領
 - 4 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するカードショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当社所定の手続により当社の承認を得なければならないものとします。

第 45 条（会員の責によらないカードショッピングの利用の制限）

- 1 以下の各号のいずれかの事由がある場合には、カードショッピングの利用ができません。
 - (1) システムメンテナンスのため必要がある場合
 - (2) 停電または通信障害が生じた場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほかやむを得ない理由がある場合
- 2 カードショッピングの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合には、当社はカードショッピングの利用を承認しないことがあります。

第 2 節 支払義務と支払方式

第 46 条（カードショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の支払義務）

- 1 会員がカードショッピングを利用したときには、会員は、当社に対し、本規約に定めるところに従い、ショッピング利用代金を支払うものとします。
- 2 会員がカードショッピングのうち支払方式が 1 回払い、2 回払いまたはボーナス 1 回払い以外のものを利用したときには、会員は、当社に対し、本規約に定める手数料率により計算されたショッピング利用手数料を支払うものとします。

第 47 条（海外アクワイアラー加盟店でのカードショッピング利用とカードショッピング利用代金等）

- 1 海外アクワイアラー加盟店におけるカードショッピング利用については、以下の金額をカードショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第 2 号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱手数料の加算については、当社が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当社ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。
 - (1) 海外アクワイアラー加盟店におけるカードショッピング利用のうち、外貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額
 - (2) 海外アクワイアラー加盟店におけるカードショッピング利用のうち、邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額

- 2 前項第1号の外貨の邦貨への換算は、Visaにおける売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、Visaが選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。
- 3 第1項第2号に定める当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。
- 4 第1項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。
 - (1) Visaから、専ら日本国外において、Visaブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者
 - (2) 前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者

第48条（支払方式の種類と内容）

- 1 カードショッピング利用代金の支払は、以下第1号のリボルビング払いとします。ただし、当社が認めた場合は第2号から第6号までの方式も利用することができるものとします。

(1)	リボルビング払い	締切日におけるショッピングリボ残高を基礎として、あらかじめ定められた方法により算出される金額を支払う方式をいいます。
(2)	1回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該カードショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。
(3)	ボーナス1回払い	カード利用の日の別に応じて、次の約定支払日に、当該カードショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。ただし、加盟店によりボーナス1回払いの取扱期間が異なることがあります。 ① カード利用の日が1月6日から7月5日までの場合、当該期間後最初に到来する夏期指定月の約定支払日 ② カード利用の日が7月6日から12月5日までの場合、当該期間後最初に到来する冬期指定月の約定支払日
(4)	2回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該カードショッピング利用代金の半額を支払い、その翌月の約定支払日に残額を支払う方式をいいます。
(5)	分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該カードショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を均等に分割して支払う方式をいいます。
(6)	ボーナス併用分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該カードショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を分割して支払う方式であって、当該合計額から、ボーナス月に加算する額（以下「ボーナス月加算額」といいます。）の合計額を控除した金額を各回均等に分割して支払い、ボーナス月の約定支払日には、これにボーナス月加算額を加算した額を支払う方式をいいます。ボーナス月は、夏期にあつては6月から8月、冬期にあつては12月または1月から会員が指定した月（ただし、会員が指定せずまたは会員の指定ができない加盟店における利用の場合には当社が指定した月）とします。

- 2 前項第3号に定める夏期指定月とは、6月から8月の間で会員または当社が指定した月をいい、冬期指定月とは12月または1月のうちから会員または当社が指定した月をいいます。

第49条（分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数ならびにボーナス月加算額）

- 1 第48条第1項第5号に定める支払回数は、3、5、6、10、12、15、18、20または24回とし、同条第1項第6号に定める支払回数は、6、10、12、15、18、20または24回とします。

- 2 第 48 条第 1 項第 6 号に定めるボーナス月加算額は、以下の条件をすべて満たす金額であって、当社が指定する額とします。
- (1) ボーナス月加算額の合計額が、当該支払方式に係るカードショッピング利用代金の 50%以下であること。
 - (2) ボーナス月加算額は、1 千円単位で定められた額であること。
 - (3) 各回のボーナス月加算額が均等額であること。

第 50 条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法）

- 1 会員があらかじめ指定した支払コースが別表 1 のきっちりコース（残高スライド方式）または別表 2 のゆとりコース（残高スライド方式）である場合、第 48 条第 1 項第 1 号に定めるリボルビング払いは、残高スライドリボルビング払いによるものとし、当該指定した支払コースが適用されるものとします。
- 2 会員があらかじめ指定した支払コースが別表 3 の一定コース（定額方式）である場合、第 48 条第 1 項第 1 号に定めるリボルビング払いは、元利定額リボルビング払いによるものとし、ショッピングリボ残高全体に対して、2 万円以上 5 万円以下の範囲で 1 万円単位で会員があらかじめ指定した金額を毎月支払元利金額として支払うものとします。

第 51 条（リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更）

- 1 会員は、当社所定の時期方法により申し込み、当社が認めることにより、カードショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - (1) 支払方式につき、ボーナス併用リボルビング払いに変更すること。
 - (2) ボーナス併用リボルビング払いに変更された支払方式を元利定額リボルビング払いまたは残高スライドリボルビング払いに変更すること。
 - (3) 別表 2 のゆとりコース（残高スライド方式）を、別表 1 のきっちりコース（残高スライド方式）に変更すること。
 - (4) 別表 3 の一定コース（定額方式）を、別表 1 のきっちりコース（残高スライド方式）に変更すること。
 - (5) 別表 3 の一定コース（定額方式）の支払元利金額を変更すること。
 - (6) ボーナス併用リボルビング払いの場合、平月における支払元利金額、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。
- 2 支払額の算定方法を変更した場合、変更後の支払額の算定方法は、カードショッピングの利用の時期にかかわらず、変更時以降に存在するショッピングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

第 52 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）

- 1 カードショッピングに係る元利定額リボルビング払いにおける一定コース（定額方式）の支払元利金額を変更する場合には、会員は、2 万円以上 5 万円以下の範囲で 1 万円単位の金額を指定するものとします。
- 2 カードショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する場合またはボーナス併用リボルビング払いのボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。
 - (1) ボーナス月
夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあつては 6 月から 8 月、冬期にあつては 12 月または 1 月のいずれか
 - (2) ボーナス月加算額
夏期ボーナス月および冬期ボーナス月それぞれにつき、5 千円以上 5 千円単位
- 3 カードショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いの場合に、平月における支払額の算定方法を変更するときには、第 1 項または第 51 条第 1 項第 3 号もしくは第 4 号を準用します。

第 53 条（支払方式の指定）

- 1 会員は、カードショッピング利用の時に、当社所定の方法により、以下の各号の事項を指定するものとします。ただし、加盟店によりまたは会員が購入する商品もしくは権利もしくは提供を受ける役務により、指定できるものが限られる場合があります。

- (1) 第 48 条に定めるいずれかの支払方式の別
- (2) 指定する支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いである場合には支払回数
- (3) 指定する支払方式がボーナス併用分割払いである場合にはボーナス月
- 2 日本国外にある加盟店におけるカードショッピング利用の場合には 1 回払い以外の支払方式を指定することはできないものとします。
- 3 会員が、カードショッピング利用時点において支払方式を指定しなかったときには、1 回払いを指定したものとみなします。
- 4 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、会員がカードショッピング利用時に支払方式を 1 回払いとして指定しまたは第 2 項もしくは第 3 項により 1 回払いとして扱われた場合、リボルビング払いを指定したものと取り扱われるものとします。ただし、当社が別に定める範囲のカードショッピング利用時を除きます。

第 54 条（指定された支払方式の変更）

- 1 第 53 条第 1 項により指定された支払方式が、以下の表の変更前欄に規定された支払方式である場合には、会員は、当社所定の日までに当社所定の方法で申し出て、当社の承諾を得ることにより、その支払方式を以下の表の変更後欄に○印が付された支払方式に変更しまたは記載された内容の変更をすることができます。

変更前 \ 変更後	分割払い	リボルビング払い
2 回払い	○	○
分割払い	支払回数の変更	○
ボーナス 1 回払い	○	○

- 2 前項の規定により支払方式が変更された場合には、当該変更に係るカードショッピングの日にさかのぼって、変更された支払方式によるカードショッピング利用がなされたものとみなして支払元金額の算定およびショッピング利用手数料の計算を行うものとします。
- 3 変更前の支払方式がボーナス 1 回払いの場合であって、支払方式の変更の申出が第 1 項の当社所定の日を超えてなされたときには、変更された日に、変更された支払方式によるカードショッピング利用がなされたものとみなします。
- 4 変更の回数その他の事情に照らし当社の事務処理上やむを得ない事由がある場合には、当社は会員に通知し、以後、支払方式の変更の申込を制限することができるものとします。この場合、当該会員は、当該通知されたところに従わなければならないものとします。
- 5 システム保守のためその他の合理的な理由がある場合には、当社は第 1 項に定める申出の受付を停止することができるものとします。
- 6 本条に定める支払方式の変更に関する手続その他の事項は、当社が別に定めるところによるものとします。

第 3 節 ショッピング利用手数料

第 55 条（手数料率）

- 1 カードショッピング（ただし、支払方式が 1 回払い、2 回払い、ボーナス 1 回払いの場合を除きます。）の利用により会員が負担すべきショッピング利用手数料は、別表 4 の手数料率表に定める手数料率により、本規約に定めるところに従い計算した額とします。
- 2 手数料率は、支払方式が分割払いおよびボーナス併用分割払いであるカードショッピングの場合には、当該カードショッピングの支払方式および支払回数別に、カードショッピング利用代金 100 円あたりの手数料額として定めるものとし、リボルビング払いの場合には、実質年率で定めるものとします。

第 56 条（手数料率の変更）

- 1 第 110 条（本規約等の変更）の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当社は、会員に通知しまたは容易に知りうる状態に置くことにより、第 55 条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 2 前項により変更した後の手数料率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、変更に係る支払方式を指定しまたは当該支払方式に変更したカードショッピングの利用に適用されます。

- 3 前項の規定にかかわらず、会員が指定しまたは変更した支払方式がリボルビング払いの場合には、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、ショッピングリボ残高全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。この場合のショッピングリボ残高には、カードショッピング利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第 57 条（分割払いおよびボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法）

支払方式が分割払いおよびボーナス併用分割払いの場合におけるショッピング利用手数料の総額は、以下の計算式によって定まるものとします。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。

●カードショッピング利用代金×100 円あたりの手数料額÷100

第 58 条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）

- 1 リボルビング払いのショッピング利用手数料は、ショッピングリボ残高が完済に至るまで、約定支払日翌日から翌月約定支払日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に 1 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。
●所定ショッピングリボ残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365
- 2 前項の所定ショッピングリボ残高とは、その日の冒頭のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るカードショッピング利用代金を減じた金額をいいます。
- 3 リボルビング払いの場合、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第 4 節 支払日と支払額等

第 59 条（1 回払い）

会員が、カードショッピングの支払方式として 1 回払いを指定した場合には、会員は、当該カードショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該カードショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第 60 条（ボーナス 1 回払い）

会員が、カードショッピングの支払方式としてボーナス 1 回払いを指定した場合には、会員は、第 48 条第 1 項第 3 号に定めるところにより当該カードショッピングの利用の日に応じて定まる約定支払日に、当該カードショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第 61 条（2 回払い）

- 1 会員が、カードショッピングの支払方式として 2 回払いを指定した場合には、会員は、当該カードショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該カードショッピング利用代金の半額を支払い、当該約定支払日の後に最初に到来する約定支払日に、残額を支払うものとします。
- 2 前項の計算により 1 円未満の端数が出る場合には、初回の支払額につき当該端数を切り上げ、2 回目の支払額につき当該端数を切り捨てるものとします。

第 62 条（分割払い）

- 1 会員が、カードショッピングの支払方式として分割払いを指定しまたは第 54 条の規定に従い支払方式を分割払いに変更した場合には、会員は、当該カードショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に以下の計算式で定まる金額を支払い、以後毎月の約定支払日に、会員が第 53 条第 1 項または第 54 条に従い指定した支払回数に達するまで、当該金額を支払うものとします。
●（当該カードショッピング利用代金全額+当該カードショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額）÷指定された支払回数
- 2 前項の計算により、カードショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料総額の合計額を指定された支払回数で除した金額に 1 円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。
●当該カードショッピング利用代金全額+これに対するショッピング利用手数料総額－端数切捨後の各回の支払額×支払回数

第 63 条（ボーナス併用分割払い）

- 1 会員が、カードショッピングの支払方式としてボーナス併用分割払いを指定した場合には、会員は、当該カードショッピング利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日および当該日以降毎月の約定支払日に、会員が第 53 条第 1 項に従い指定した支払回数に達するまで、以下の金額を支払うものとします。
 - (1) 当該約定支払日が平月である場合には、以下の計算式で定まる金額
 - （当該カードショッピング利用代金全額+当該カードショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額－ボーナス月加算額×ボーナス月の回数）÷指定された支払回数
 - (2) 当該約定支払日がボーナス月である場合には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額
- 2 前項第 1 号の計算により、各回の支払額に 1 円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。
 - 当該カードショッピング利用代金全額+これに対するショッピング利用手数料総額－（端数切捨後の各回の支払額×支払回数+ボーナス月加算額×ボーナス月の回数）

第 64 条（分割払い・ボーナス併用分割払いの支払額の変更）

- 1 第 62 条および第 63 条の規定にかかわらず、会員は、当社所定の期日までに当社所定の方法で申し込み、当社の承諾を得ることにより、分割払いまたはボーナス併用分割払いの次回約定支払日に支払うべき金額を変更することができます。ただし、変更は、カードショッピングの売上票を単位とする 1 個の利用に係るカードショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額全額に限るものとします。
- 2 前項に定めるショッピング利用手数料は、次回約定支払日までのものとし、78 分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法により算出するものとします。
- 3 第 1 項の申込を承諾する場合には、当社は、会員に対し、第 95 条または第 96 条に従い WEB 明細またはご利用代金請求書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知します。

第 65 条（残高スライドリボルビング払いまたは元利定額リボルビング払いの支払額）

- 1 会員が、カードショッピングの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは第 54 条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が残高スライドリボルビング払いであるきっちりコース（残高スライド方式）またはゆとりコース（残高スライド方式）であるときには、約定支払日に支払う金額は、当該約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額とします。当該金額には第 67 条に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 67 条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、会員は、当該ショッピングリボ手数料全額を支払うものとします。
- 3 会員が、カードショッピングの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは第 54 条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利定額リボルビング払いである一定コース（定額方式）であるときには、約定支払日に支払う金額は、当該約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高のうち、第 50 条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法）第 2 項の規定により定められまたは第 52 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第 1 項に従い指定された金額とします。当該金額には第 67 条に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
- 4 前項の規定にかかわらず、第 67 条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、当社は、当該ショッピング利用手数料を超えるまで前項により決定される金額を 1 万円単位で増額することができるものとします。

第 66 条（ボーナス併用リボルビング方式の支払額）

- 1 会員が、カードショッピングの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは第 54 条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング方式であるときには、会員は、平月に、平月における支払額を支払い、ボーナス月においては、当該金額に、第 52 条第 2 項に従い指定されたボーナス月加算額を加算した金額を支払うものとします。
- 2 前項に定める平月における支払額は、カードショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用

リボルビング方式に変更する時点における、第 65 条の規定に従い定まる金額とします。ただし、カードショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング方式に変更したのち、第 52 条第 3 項により準用される第 52 条第 1 項または第 51 条第 1 項第 3 号もしくは第 4 号の規定により平月における支払額を変更した場合には、これにより第 65 条の規定に従い定まる金額とします。

第 67 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）

第 65 条または第 66 条に定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の前月の約定支払日翌日から当該約定支払日までの間の、第 58 条に従い定まるショッピング利用手数料額とします。

第 68 条（ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い）

第 65 条または第 66 条に定める約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高および第 67 条に定めるショッピング利用手数料の合計額が、第 65 条または第 66 条の規定により算定された金額を下回る場合には、会員は、第 65 条または第 66 条の規定にかかわらず、当該締切日におけるショッピングリボ残高および第 67 条に定めるショッピング利用手数料の合計額を支払うものとします。

第 69 条（リボルビング払いの臨時加算支払）

- 1 会員は、当社所定の期日までに当社所定の方法で申し込み、当社の承諾を得ることにより、リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき元金額を、1 万円単位で増額することができるものとします。
- 2 会員は、当社所定の期日までに当社所定の方法で申し込み、当社の承諾を得ることにより、支払方式がリボルビング払いであるカードショッピングの利用代金およびショッピング利用手数料として次回約定支払日に支払うべき金額を、ショッピングリボ残高全額およびこれに対する次回約定支払日までのショッピング利用手数料の合計額に変更することができるものとします。ただし、この場合のショッピングリボ残高は、当該申込時点で当社において売上処理が完了している範囲に限ります。
- 3 第 1 項または第 2 項の申込を承諾する場合には、当社は、会員に対し、第 95 条または第 96 条に従い WEB 明細またはご利用代金請求書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知します。

第 5 節 カードショッピングに関する雑則

第 70 条（加盟店との紛議）

会員がカードショッピングを利用した場合において、当該カードショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売もしくは役務の提供またはこれらに係る契約につき加盟店との間で紛議があるときには、会員と加盟店とにおいてこれを解決するものとします。

第 71 条（支払停止の抗弁）

- 1 会員が利用したカードショッピングの支払方式が 1 回払い以外のものである場合であって、カードショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供につき加盟店に対して生じた事由があるときには、会員は、割賦販売法の定めるところに従い同法の定める範囲で、当該事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利または役務に係るカードショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料について、支払を停止することができます。ただし、加盟店に対して生じた事由が存在する場合でも、支払の停止が信義誠実の原則に反する場合には、支払の停止が認められない場合があります。
- 2 会員は、前項の定めるところにより支払を停止するときには、その旨を当社に申し出るものとします。この場合、会員は、すみやかに、書面により、加盟店に対して生じた支払停止の原因となる事由およびこれに関連する資料がある場合には当該資料を当社に提出するよう努めるものとします。
- 3 会員が第 1 項に定めるところにより支払を停止する場合であって、当社が第 1 項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- 4 割賦販売法上、第 1 項の加盟店に対して生じた事由としては、例えば、カードショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供に関する以下の各号に掲げるものがあります。
 - (1) 商品の引渡し、権利の移転または役務の提供が履行されないこと。
 - (2) 引き渡された商品、移転された権利または提供された役務が、その種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであること。

- (3) 売買契約または役務提供契約が無効であり、取り消されまたは解除されたこと。
- 5 割賦販売法上、例えば以下の各号の場合などは、第 1 項の支払を停止できる場合には含まれておりません。また、割賦販売法第 30 条の 4 第 1 項（同法第 30 条の 5 第 1 項により準用される場合を含みます。）の規定は、一般に、支払済みの金員の返還請求を認めるものではないと解されていることにご留意ください。
- (1) 1 回払いを除くカードショッピングの利用のうち、支払方式がリボルビング払い以外の場合には、カードショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額が 4 万円に満たない場合
 - (2) 支払方式がリボルビング払いであるカードショッピングの利用であって、加盟店に対して生じた事由のある商品もしくは権利の販売または役務の提供に係る現金販売価格または現金提供価格が 3 万 8 千円に満たない場合
 - (3) 加盟店に対して生じた事由が権利の販売に関するものであり、当該権利が割賦販売法に定める指定権利に該当しない場合
 - (4) 加盟店に対して生じた事由のある売買契約または役務提供契約が、会員にとって営業としてまたは営業のために行われたものである場合（ただし、業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する場合を除きます。）
 - (5) カードショッピングの利用が日本国外で行われた場合
 - (6) 不動産の販売に係る契約につき行われたカードショッピングの利用である場合

第 3 章 カードキャッシング

第 1 節 カードキャッシングの利用

第 72 条（金銭消費貸借契約の成立）

- 1 会員が、貸与を受けたカード等を、本規約に定めるところに従いカードキャッシングを受けるために利用し、当社がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより会員は、当社との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。
- 2 当社は、会員がキャッシング利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。

第 73 条（カードキャッシングの利用方法）

- 1 会員がカードキャッシングを利用するには、第 1 号または第 2 号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。
 - (1) 当社所定の現金自動預払機または現金自動支払機（以下「ATM 等」といいます。）にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の手続に従い ATM 等を操作する方法
 - (2) 当社ウェブサイトの所定のページを経由し、または当社所定の方法により、当社に対して必要事項を通知する方法
- 2 当社が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当社は、前項第 1 号にあっては ATM 等を操作した会員に現金を交付する方法により、前項第 2 号にあっては支払口座に資金を振り込む方法により資金を交付するものとします。
- 3 カードキャッシングは、前項に従い現金が交付されまたは振込資金が支払口座に着金した日をもって、その利用日とします。

第 74 条（当社所定の ATM 等）

当社所定の ATM 等は、当社または当社が提携する金融機関その他事業者が設置したもののほか、Visa が提携する日本国内外の金融機関その他事業者が設置したものとします。

第 75 条（交付資金およびその金額）

- 1 日本国内でカードキャッシングを利用する場合における交付資金は、邦貨によるものとし、その金額は、1 万円以上 1 万円単位とします。
- 2 日本国外でカードキャッシングを利用する場合における交付資金は、利用をする国または地域の現地通貨によるものとし、その単位は、利用する ATM 等を設置した事業者が定めるところによります。

第 76 条（カードキャッシング利用に係る禁止行為）

- 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するカードキャッシングの利用は行ってはならないものとしま

す。

(1) 事業のために行うもの

(2) カードキャッシングの利用地と返済地、利用と返済の時間的間隔その他の事情に照らし、実質的に送金として行われるもの

2 カードキャッシングの利用が前項の禁止に違反したまたは違反するおそれがある場合には、当社はカードキャッシングの利用を承認しないことがあります。

第 77 条（カードキャッシングの利用が制限される場合）

1 カードキャッシングは、第 73 条（カードキャッシングの利用方法）第 1 項第 1 号の方法による場合には、当社または ATM 等を設置した事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で、同項第 2 号の方法による場合には、当社または支払口座が開設された金融機関が定める時間内に限り、利用することができるものとします。

2 当社または ATM 等を設置した事業者もしくは支払口座が開設された金融機関においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、カードキャッシングの利用ができない場合があります。

3 日本国外におけるカードキャッシングは、利用しようとする場所における法令または利用しようとする ATM 等を設置した事業者に対して適用される規則等により、利用時間もしくは利用金額が限定されまたは利用ができない場合があります。

4 カードキャッシングの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない事由がある場合には、当社はカードキャッシングの利用を承認しないことがあります。

第 2 節 元利金支払義務および返済方式

第 78 条（元利金支払義務）

会員がカードキャッシングを利用したときには、会員は、当社に対し、本規約に定めるところに従い、融資金を返済するとともに、本規約に定める利息を支払うものとします。

第 79 条（日本国外でのカードキャッシングの利用）

1 会員が、日本国外でカードキャッシングを利用した場合には、これにより会員に交付された外貨建資金を邦貨へ換算した額を融資金として、本規約の各条項を適用します。

2 前項に定める外貨建資金の邦貨への換算は、Visa における売上処理を行った時点において Visa が適用した外国為替レートによるものとします。

第 80 条（カードキャッシングの返済方式の種類）

カードキャッシングの返済方式は、以下によるものとします。

(1)	リボルビング払い	各約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日におけるキャッシングリボ残高を基礎としてあらかじめ定められた方法により算出される金額の元利金を返済する方式をいいます。
-----	----------	--

第 81 条（キャッシングリボの返済額の原則的算定方法）

1 キャッシングリボの返済額の算定方法は、原則として残高スライドリボルビング払いとし、各約定支払日に、本契約に定めるところに従い定まる金額を支払うものとします。当該返済額には第 87 条（キャッシングリボの利息計算方法）に従い計算される利息が含まれるものとします。

2 前項の返済額は、別表 5 に掲げられた返済コースのうち、会員があらかじめ指定した返済コースにより、当社所定の期日におけるキャッシングリボ残高に応じて定まるものとします。

第 82 条（キャッシングリボの返済額の算定方法等の変更）

1 会員は、当社所定の時期方法により申し込み、当社が認めることにより、キャッシングリボの返済額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。

(1) 残高スライドリボルビング払いの返済コースを変更すること。

(2) 残高スライドリボルビング払いにつき、ボーナス併用残高スライドリボルビング払いに変更すること。

(3) ボーナス併用残高スライドリボルビング払いの場合の、平月における返済額、ボーナス月または

ボーナス月加算額を変更すること。

(4) ボーナス併用残高スライドリボルビング払いにつき、残高スライドリボルビング払いに変更すること。

- 2 返済額の算定方法を変更した場合、変更後の返済額の算定方法は、変更時以降、利用日が変更の前であるか否かを問わず、キャッシングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

第 83 条（返済額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）

- 1 第 82 条第 1 項第 1 号または第 3 号のうち平月における返済額を変更する場合には、会員は、別表 5 に掲げられたいずれかの返済コースから選択するものとします。ただし、当社が特に認める場合を除き、第 50 条第 1 項または第 2 項に定める支払コースと同一の返済コースでなければなりません。
- 2 キャッシングリボの返済額の算定方法をボーナス併用残高スライドリボルビング払いに変更する場合またはボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、第 52 条第 2 項に定めるカードショッピングに係るボーナス併用リボルビング払いのボーナス月が指定されている場合には、ボーナス月はこれと同一の月でなければなりません。

(1) ボーナス月

夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあつては 6 月から 8 月、冬期にあつては 12 月または 1 月のいずれか

(2) ボーナス月加算額

夏期および冬期それぞれにつき 1 万円以上 1 万円単位

第 84 条（返済方式の指定）

カードキャッシングの返済方式は、リボルビング払いとし、カードキャッシング利用時にリボルビング払い以外を指定した場合でも、リボルビング払いを指定したものとみなします。

第 3 節 利息および費用

第 85 条（利率）

- 1 カードキャッシングの利率は、年 17.94%とします。ただし 1 年を 365 日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員が当社との間で金銭消費貸借契約に基づき負担する融資金残高の合計額が 100 万円以上となった場合には、100 万円以上となった以降のカードキャッシングの利用に対する利率は、年 14.94%とします。

第 86 条（利率の変更）

- 1 第 110 条（本規約等の変更）の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当社は、会員に通知することにより、第 85 条に定める利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 2 前項により変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、融資金残高全額に対して適用されるものとします。この場合の残高には、カードキャッシングの利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第 87 条（キャッシングリボの利息計算方法）

- 1 キャッシングリボの利息は、利用日の翌日からその最終返済日まで発生します。
- 2 前項に定める利息の計算は、各月の約定支払日で区切って行うものとし、次の各号によって定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に 1 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。
- (1) 各月の約定支払日翌日からその翌月の約定支払日までの間、所定キャッシングリボ残高を基礎として、日々以下の計算式で定まる金額の合計額
- 所定キャッシングリボ残高×利率÷365
- (2) 個別融資実行額については、利用日の翌日から利用日以降の直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日までの期間、当該個別融資実行額の冒頭残高を基礎として、日々以下の計算式で定まる金額の合計額
- 個別融資実行額×利率÷365
- 3 前項第 1 号の所定キャッシングリボ残高とは、キャッシングリボの冒頭残高から、個別融資実行額の冒頭残高を控除した金額のうち返済を遅滞していないものをいいます。キャッシングリボの融資金は、利

用日の終了時にキャッシングリボ残高に組み入れられるものとします。

- 4 第2項第2号の個別融資実行額とは、キャッシングリボの利用による個別の融資実行により貸し付けられた金額であって、利用日以降の直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を経過していないものをいいます。

第88条（ATM利用手数料）

会員がATM等を利用する方法により、日本国内でカードキャッシングを利用した場合には、会員は、当社に対し、別表6に定めるATM利用手数料を負担するものとします。

第4節 返済日と返済額等

第89条（残高スライドリボルビング払いの返済額）

- 1 会員が、キャッシングを利用した場合であってその返済額算定方法が残高スライドリボルビング払いであるときには、会員は、約定支払日に、以下の各号により定まる金額を支払うものとします。当該金額には、所定利息が含まれるものとします。
 - (1) 当該約定支払日の前月の締切日におけるキャッシングリボ残高に所定利息を加算した金額が、約定支払日に返済する金額として会員が指定した返済コースに応じて定まる金額（以下本条において「キャッシングリボ返済元利金」といいます。）以上の場合には、当該キャッシングリボ返済元利金
 - (2) 前号の規定にかかわらず、当該所定利息がキャッシングリボ返済元利金を超える場合には、当該所定利息全額
 - (3) 当該約定支払日の前月の締切日におけるキャッシングリボ残高に所定利息を加算した金額が、キャッシングリボ返済元利金未満である場合には、当該キャッシングリボ残高に所定利息を加算した金額
- 2 前項の所定利息とは、前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間の第87条第2項に従い定まる利息（ただし、同項第2号の利息は利用日以降の直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日が到来したものに限りまゝ。）をいいます。

第90条（ボーナス併用残高スライドリボルビング払いの返済額）

会員が、キャッシングリボを利用した場合において、その返済額算定方法がボーナス併用残高スライドリボルビング払いであるときには、会員は、以下の各号に定める金額を支払うものとします。

- (1) 平月には、第89条の規定により算定された金額
- (2) ボーナスマ月には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額
- (3) 第1号または第2号の規定にかかわらず、第89条に定める所定利息がキャッシングリボ返済元利金にボーナス月加算額を加算した金額を越える場合には、当該所定利息全額
- (4) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、約定支払日の前月の締切日におけるキャッシングリボ残高に第89条に定める所定利息を加算した金額がキャッシングリボ返済元利金未満である場合には、当該キャッシングリボ残高に、第89条に定める所定利息を加算した金額

第91条（キャッシングリボの臨時加算返済）

- 1 会員は、当社所定の期日までに当社所定の方法で申し込み、当社の承諾を得ることにより、キャッシングリボの元利金の返済として次回約定支払日に支払うべき金額を、キャッシングリボ残高全額およびこれに対する次回約定支払日までの利息の合計額に変更することができるものとします。ただし、残高は、当該申込時点までに当社において売上処理が完了している範囲に限りまゝ。
- 2 前項の申込を承諾する場合には、当社は、会員に対し、第95条または第96条に従いWEB明細またはご利用代金請求書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知するものとします。

第92条（ATM利用手数料の支払）

会員は、会員が、ATM利用手数料が発生することとなるATM等の利用を行った後直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ATM利用手数料を支払うものとします。

第4章 支払

第1節 締切日および約定支払日

第93条（締切日および約定支払日）

- 1 締切日は、カードショッピングにつき毎月5日、カードキャッシングについては毎月末日とし、約定支払日は毎月27日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、27日が金融機関休業日である場合には、当該月の約定支払日は翌営業日とします。

第94条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）

- 1 事務処理の都合により、締切日が以下のとおり変更される場合があります。

利用の内容	変更の内容
カードショッピング	利用日後直近の5日より後の月の5日
カードキャッシング	利用日後直近の月末より後の月の月末

- 2 前項の場合、第59条（1回払い）もしくは第60条（ボーナス1回払い）の約定支払日または第61条（2回払い）から第63条（ボーナス併用分割払い）までに定める第1回目の約定支払日は、前項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の27日とします。
- 3 第1項の場合、第58条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）第2項および第3項の締切日は、第1項により後倒しされた締切日を意味するものとします。
- 4 第1項の場合、第92条（ATM利用手数料の支払）の約定支払日は、当該後倒しされた締切日の後最初に到来する月の27日とします。
- 5 第93条第2項の規定は、第2項および前項の場合に準用します。

第2節 約定支払日における支払

第95条（ご利用明細の提供等）

- 1 当社は、WEB明細登録を行った会員に対し、約定支払日に先立ち、WEB明細により、第2編第2章第4節（支払日と支払額等）および同編第3章第4節（返済日と返済額等）の規定により定まる額その他直近約定支払日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）、カードショッピングまたはカードキャッシングの利用明細その他関連事項を、電磁的記録の提供の方法によって提供します。この場合、当社は、第96条に定める場合を除き、ご利用代金請求書の送付を行わないものとします。
- 2 前項のWEB明細は、概ね約定支払日の当月15日までにWEBサービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法で提供するものとします。
- 3 第1項のWEB明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、当社が別に定めるところによるものとします。
- 4 当社は、会員に対してWEB明細を提供し、会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額の通知を行ったものとみなします。
- 5 当社がWEB明細を提供した場合には、会員は、遅滞なくその内容を確認し、その内容に疑義があるときには、すみやかに当社に対してその旨を申し出るものとします。

第 96 条（ご利用代金請求書の発行）

- 1 当社は、当社所定の日時点において、以下の各号のご利用代金請求書発行事由欄に定められた事由があるときには、その後、当社所定の日時点に当該各号のご利用代金請求書発行停止事由欄に定められた事由が存在するに至るまで、WEB 明細の提供に代えまたはこれとともにご利用代金請求書を、約定支払日に先立ち、会員に宛てて会員の届出住所または勤務先所在地に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当社は、ご利用代金請求書の発行および送付を行わないことができるものとします。

	ご利用代金請求書発行事由	ご利用代金請求書発行停止事由
(1)	第 28 条に定める WEB サービスおよび WEB 明細の登録が完了していないこと。	左欄の事由が解消したこと。
(2)	当社所定の方法により、会員から、ご利用代金請求書発行を希望する旨の申出がなされたこと。	当社所定の方法により、会員から、ご利用代金請求書の発行を要しない旨の申出がなされたこと。
(3)	前各号の場合を除き、当社の業務上、ご利用代金請求書の発行が必要であること。	左欄の事由が解消したこと。

- 2 第 95 条第 5 項の規定は、会員に宛ててご利用代金請求書が送達された場合に準用します。

第 97 条（口座振替による支払および合算請求）

- 1 会員は、約定支払額につき、約定支払日に、支払口座から、口座振替の方法により支払うものとします。会員は、約定支払額の一部のみを口座振替の方法により支払うことができないことにつき異議ないものとします。
- 2 会員となろうとする者は、本契約の申込にあたり、前項に定める口座振替のために必要となる口座振替依頼書を作成のうえ当社に対して提出しまたはこれに代わる当社所定の手続がある場合には当該手続をとるものとします。会員が支払口座を変更しようとする場合にも同様とします。
- 3 会員（会員となろうとする者を含みます。）は、当社所定の金融機関に開設された預貯金口座であって会員名義であるもの以外の預貯金口座を支払口座として指定してはならないものとします。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、会員が本契約ならびに本契約に定める基本サービスおよび付帯サービスの利用に係る契約以外の契約に基づき金銭債務を負担する場合であって、当該他の金銭債務に係る約定支払日および支払口座が本契約に係る約定契約日および支払口座と同一であるときには、当社は、約定支払額および当該他の契約に基づく債務であって当該約定支払日に支払うべきものの合計額を合算して支払口座から、口座振替の方法により支払うよう請求することができるものとし、会員は、当該請求に従い支払うものとします。この場合、口座振替時点における支払口座の残高が当該合算金額未満であるときには、支払口座の残高が約定支払額を超えているときであっても口座振替が行われないことを会員はあらかじめ承諾します。

第 98 条（再振替）

支払口座の残高不足その他の事由により、約定支払日に約定支払額の支払ができない場合であって、支払口座が、当社が別に指定する金融機関に開設されたものであるときには、当社は、約定支払日後においても約定支払額全額（一部の金融機関にあつては約定支払額の全額または一部）につき口座振替ができるものとします。

第 99 条（口座振替によらない支払）

- 1 第 97 条第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由がある場合には、口座振替による支払を行うことはできません。
 - (1) 口座振替を利用するために必要な手続が完了していないとき。
 - (2) 会員が本契約に定めるところにより当社に対して負担する金銭債務につき期限の利益を喪失した場合であって、当社が口座振替を停止したとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、当社が必要と認め会員に通知したとき。
- 2 前項第 1 号の場合には、当社は、会員に対し払込取扱票を送付するものとし、会員は、当該払込取扱票を用いて、当社指定の預貯金口座への振込または当社指定コンビニエンスストアでの支払の方法により

支払うものとしします。

3 第1項第2号の場合には、当社が別途指定する預貯金口座への振込の方法により支払うものとしします。

4 第1項第3号の場合には、会員は、当社が別に通知するところに従い支払うものとしします。

第3節 履行期に遅れた支払

第100条（遅延損害金）

- 1 会員が、本契約に定めるところにより当社に対して負担する金銭債務について、その約定支払日における支払を遅滞した場合（ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。）には、会員は、当社に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとしします。

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別等	遅延損害金
(1)	カードショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料	2回払い、ボーナス1回払い、分割払いおよびボーナス併用分割払いであって割賦販売法の適用があるもの	以下の①の金額と②の金額を比較し、いずれか低い金額 ① 支払を遅滞した、カードショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×年 14.60%÷365（うるう年は366） ② 支払を遅滞した債務に係るカードショッピング利用に係る残債務合計額×所定遅延損害金率÷365
(2)	カードショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	① 1回払いおよびリボルビング払い ② 2回払い、ボーナス1回払い、分割払いおよびボーナス併用分割払いであって割賦販売法の適用がなくまたは適用が除外されるもの	支払を遅滞したカードショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×年 14.60%÷365（うるう年は年 366）
(3)	カードキャッシングの融資金		支払を遅滞したカードキャッシングの融資金×年 20.00%÷365（うるう年は366）
(4)	第1号から第3号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、遅延損害金および第3号の場合における利息を除きます。）であって当社が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年 14.60%÷365（うるう年は年 366）

- 2 会員が、本契約に定めるところにより当社に対して負担する金銭債務について、期限の利益を喪失した場合には、会員は、当社に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとし、

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別等	遅延損害金
(1)	カードショッピング利用代金 およびショッピング利用手数料	2回払い、ボーナス1回払い、 分割払いおよびボーナス併用 分割払いであって割賦販売法 の適用があるもの	期限の利益を喪失したカード ショッピング利用代金および ショッピング利用手数料の合 計額全額×所定遅延損害金率 ÷365（うるう年は366）
(2)	カードショッピング利用代金 およびショッピング利用手数料	① 1回払いおよびリボルビン グ払い ② 2回払い、ボーナス1回払 い、分割払いおよびボナ ス併用分割払いであって 割賦販売法の適用がなく または適用が除外される もの	期限の利益を喪失したカード ショッピング利用代金および ショッピング利用手数料の合 計額×年14.60%÷365（うる う年は366）
(3)	カードキャッシングの融資金		期限の利益を喪失したカード キャッシングの融資金×年 20.00%÷365（うるう年は 366）
(4)	第1号から第3号までのいず れにも該当しない金銭債務 （ただし、遅延損害金および 第3号の場合における利息を 除きます。）であって当社が別 に定めるもの		期限の利益を喪失した金額× 年14.60%÷365（うるう年は 年366）

- 3 第1項および第2項に定める所定遅延損害金率とは、最初に遅滞した時点における法定利率(%)を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。

第4節 約定支払日前の支払

第101条（約定支払日前の弁済およびその手続）

- 1 会員は、あらかじめ当社所定の方法により当社に通知し、当社の承認を得ることにより、本規約に定めるところに従い、基本サービスを会員が利用したことに基づき会員が当社に対して負担する金銭債務につき、期限の利益を放棄して、約定支払日に先立ち弁済することができるものとします。この場合の弁済方法は、当社所定の預貯金口座に振り込む方法（ただし、当社が特に認める場合には、当社が別に定める時間内における当社指定窓口への持参払いの方法）とします。
- 2 会員は、当社に対し、前項の通知時に、本規約に定めるところに従い、約定支払日前の弁済を予定する金銭債務の種類および範囲ならびに弁済日を指定するものとし、当社は、会員に対し、当該指定に従い、弁済日、当該弁済日において支払うべき金額および支払先となる預貯金口座を通知します。
- 3 会員は、約定支払日より前に弁済をする場合には、前項により当社が通知したところに従い、当社が通知した預貯金口座に通知した弁済日に入金となるよう振込手続をとるものとします。

第 102 条（約定支払日前の弁済ができる範囲）

- 1 第 101 条第 2 項により会員が指定することができる金銭債務の範囲は、以下の表に記載された債務であって、当社に売上票が到達し売上処理が完了しているものとします。

	金銭債務の種類等	指定可能範囲
(1)	カードショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式が分割払いであるもの	カードショッピングの売上票を単位とする 1 個の利用に係るカードショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額全額
(2)	カードショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式がリボルビング払いであるもの	ショッピングリボ残高およびリボルビング払いに係るショッピング利用手数料の合計額の範囲で 1 円以上の任意の額
(3)	キャッシングリボ利用に基づき負担する金銭債務	キャッシングリボ残高および第 87 条に定める利息の合計額の範囲で 1 円以上の任意の額

- 2 前項第 1 号および第 2 号に定めるショッピング利用手数料ならびに同項第 3 号に定める利息は、それぞれ、第 101 条第 2 項に従い当社が通知した弁済日の当日までのものとします。
- 3 第 1 項第 1 号のショッピング利用手数料であって第 101 条第 2 項に従い当社が通知した弁済日の当日までのものは、78 分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法により算出するものとします。
- 4 第 1 項第 2 号に定めるショッピング利用手数料は第 58 条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）の規定を、第 1 項第 3 号に定めるキャッシングリボの利息は第 87 条（キャッシングリボの利息計算方法）の規定を、それぞれ準用して計算するものとします。

第 103 条（第 101 条によらずになされた支払）

- 1 会員が、第 101 条第 1 項に定めるところに従い当社に通知をせずもしくは当社の承認を得ることなくまたは同条第 3 項に反して支払をなした場合には、当社は、会員に通知することなく、以下の各号に定める処理をすることができるものとします。
- (1) 当社所定の日において、会員が当社に対し、会員と当社との契約（本契約以外の契約も含みます。）に基づき金銭債務を負担している場合には、当該所定日に当該金銭債務への弁済がなされたものとみなして取り扱うこと。
- (2) 前号以外の場合には、支払口座への振込、郵便為替の送付その他の相当な方法で返金すること。
- 2 前項に規定する場合、会員の支払日から前項第 1 号の当社所定日までまたは前項第 2 号の返金日までの間、当社は支払われた金銭につき、利息を付さないものとします。
- 3 会員は、第 1 項第 2 号に定める返金に要する費用を負担するものとし、当社は、会員に対して通知することなく、返金に要する費用を控除した残額を返金することができるものとします。

第 104 条（ATM を利用する約定支払日前の弁済の特則）

- 1 第 101 条から第 103 条までの規定にかかわらず、会員は、当社が指定する日本国内の ATM を利用して、当社において売上処理が完了しているショッピングリボ残高またはキャッシングリボ残高の一部につき、期限の利益を放棄して約定支払日前の弁済をすることができるものとします。
- 2 前項の場合、弁済できる金額は、1 万円以上 1 万円単位（ただし、利用する ATM によっては、1 千円以上 1 千円単位）に限られるものとします。
- 3 第 1 項の ATM の利用は、当社または ATM 設置事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で利用することができるものとします。また、当社または ATM 設置事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、ATM を利用した弁済はできないことがあります。

第 5 節 支払等に関する雑則

第 105 条（返金等の処理）

第 103 条の規定は、カードショッピング利用の取消しその他の事由により、履行期にある債務の額を超えて当社に対して支払がなされ（ただし、第 101 条または第 104 条に定めるところにより約定支払日前の弁済がなされた場合を除きます。）、当社が会員に対し本契約に関して返金等の処理をする必要が生じた場合に準用します。ただし、当社が別に定める場合を除きます。

第 106 条（期限の利益の喪失）

- 以下の各号の期限の利益喪失事由欄に記載のいずれかに該当したときには、これにより、対応する期限の利益喪失債務欄に記載された債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
(1)	カードショッピングの利用のうち、以下のいずれかに該当するものによる債務につき、会員がその支払を一部でも遅滞したこと。 ① 当該カードショッピングの支払方式が 1 回払いであるもの ② 当該カードショッピングの支払方式が 1 回払い以外であって、カードショッピングの利用により立替払いを委託した会員が、不動産の購入に係わるもの、割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入代金であるものまたは第 36 条第 1 項第 2 号に該当するもの ③ 当該カードショッピングの支払方式が 1 回払い以外であって、日本国外にある者に対して行われるもの ④ 上記①から③までのいずれにも該当しないカードショッピングの利用であって、会員が営業のためにまたは営業として締結した売買契約または役務提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する契約を除きます。）に基づく代金または役務提供の対価について立替払いを委託するもの	以下に該当する債務すべて (ア) カードショッピングの利用による債務のうち、(1)の左欄①から④までに係る債務 (イ) カードキャッシングの利用による債務 (ウ) その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき会員が当社に対して負担する金銭債務（ただし、割賦販売法の定めにより書面または電磁的記録による催告が必要なものを除きます。）
(2)	カードキャッシングの利用による債務につき、会員が支払を一部でも遅滞したこと（ただし、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）第 5 条の規定により改正される前の利息制限法第 1 条第 1 項に定める利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。）。	

(3)	カードショッピングの利用による債務（ただし、(1) ①から④までのいずれかに該当するものを除きます。）につき、会員がその支払を一部でも遅滞し、当社が割賦販売法に定めるところに従い支払を催告したにもかかわらず、当該催告に従った支払がなされなかったこと。	以下に該当する債務すべて (ア) カードショッピングの利用による債務 (イ) カードキャッシングの利用による債務 (ウ) その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき会員が当社に対して負担する金銭債務
(4)	会員につき、以下のいずれかの事由が生じたこと。 ① 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡となったこと。 ② 上記①に掲げる場合のほか、支払を停止したこと。 ③ その財産に対し、差押もしくは仮差押または仮処分（信用に関しないものを除きます。）の申立てがあったこと。 ④ その財産に対し、滞納処分による差押がなされまたは保全差押が行われたこと。 ⑤ 破産手続開始または民事再生手続開始の申立てがあったこと。 ⑥ 債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続の申立てがあったこと。 ⑦ 会員の債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者への依頼がなされた旨の通知を受けたこと。	
(5)	以下のいずれかに該当したこと。 ① 会員がカードの譲渡、担保権設定など当社のカード所有権を侵害する処分行為を行ったこと。 ② 会員がカードの貸与、寄託などカードの占有を移転する行為を行ったこと。 ③ 会員が当社に対する届出をすることなくその住所または居所を変更し、当社にとってその所在が不明となったこと。	

2 以下の各号のいずれかに該当したときには、会員は、当社の請求により、前項第 3 号、第 4 号ならびに第 5 号のア、イおよびウの債務につき期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

- (1) 会員の入会申込時の申告または第 23 条に基づく届出の内容が虚偽であったとき。
- (2) 以下のいずれかの事由が生じたことその他の会員の信用状態が著しく悪化したと判断するに足りる理由があるとき。
 - ① 会員が第三者に対して負担している債務につき当社が保証している場合において、当社が債権者から保証債務の履行を請求されたこと。
 - ② 会員が経営する法人につき法的倒産手続開始の申立てがなされまたは当該法人の事業のすべてが廃止されたこと。
 - ③ 会員が当社に対して負担する金銭債務（ただし、会員が基本サービスを利用したことに基づくものを除きます。）の履行を怠ったこと。
- (3) 前項第 5 号または第 1 号に掲げる場合を除き、会員が本契約に定める義務に違反し、その違反が重大であるとき。

第 107 条（充当）

本契約に定めるところにより会員が当社に対して負担する金銭債務の弁済として金員が支払われた場合（第 103 条第 1 項第 1 号の場合その他本契約に基づき弁済とみなされる場合を含みます。）であって、支払われた金員が、会員が当社に対して負担するすべての債務を消滅させるに足りないとき（第 101 条または第 104 条の規定に従い弁済がなされた場合を除きます。）には、当社は、会員への通知なくして、当該支払を当社

所定の時期における弁済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれかの債務（本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当することができるものとします。ただし、割賦販売法第 30 条の 5 第 1 項により同法第 30 条の 4 の規定が準用される場合にあっては、同法第 30 条の 5 第 1 項に従い充当されたものとみなすものとします。

第 108 条（支払等に要する費用等の負担）

- 1 会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担するものとします。
- 2 本契約に関し会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用など、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、会員は当該債務の弁済のための費用であって 550 円（消費税込）以下で当社所定のを、当社に対して支払うものとします。
- 3 本契約に基づきまたは基本サービスもしくは付帯サービスを会員が利用したことに基づき負担した債務に関する契約締結費用または当該債務の弁済費用であって、印紙税その他の公租公課または公正証書作成費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものについては、すべて会員の負担とします。
- 4 第 1 項から第 3 項までの規定は、各項に定められた費用が貸金業法第 12 条の 8 第 2 項に定めるみなし利息に該当する場合には適用されないものとします。

第 3 編 退会、会員資格の取消その他の条項

第 109 条（反社会的勢力等の排除）

- 1 会員は、当社に対して本契約を申し込むとき、当社との間で本契約を締結するときおよび基本サービスまたは付帯サービスを利用するときのそれぞれにおいて、会員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員または暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (2) 暴力団準構成員または暴力団関係企業もしくは団体
 - (3) 総会屋等または社会運動標ぼうゴロ
 - (4) 特殊知能暴力集団等
 - (5) 前各号に準ずる者
 - (6) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者
 - (7) 前号に掲げる場合を除きテロリスト等（その疑いのある者を含みます。以下同じ。）
 - (8) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他の目的で不当に第 1 号から第 5 号までに掲げる者（以下「暴力団員等」といいます。）、第 6 号に掲げる者またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有する者
 - (9) 暴力団員等、第 6 号に掲げる者またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
- 2 会員は、当社に対して本契約を申し込むとき、当社との間で本契約を締結するときおよび基本サービスまたは付帯サービスを利用するときのそれぞれにおいて、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 110 条（本規約等の変更）

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができ

るものとします。

- (1) 社会情勢または経済状況の変動
- (2) 法令、自主規制機関の規則または Visa のルールの変更
- (3) 当社の業務またはシステムの変更

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、第 9 条第 3 項に定めるカード再発行手数料、第 22 条に定める年会費、第 88 条に定める ATM 利用手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ウェブサイト公表する方法その他の会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。

第 111 条（退会）

- 1 会員は、当社所定の方法で当社に通知することにより、いつでも本契約を終了させることができるものとします。
- 2 会員が死亡したときには、その時点で当然に本契約は終了するものとします。

第 112 条（会員資格の取消）

- 1 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当社は、何らの催告なくして、本契約を解除し、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 第 106 条（期限の利益の喪失）第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事由により、当社に対して負担する債務の期限の利益を喪失したこと。
 - (2) 第 106 条第 1 項第 3 号に定める債務につき、継続または反復してその支払を遅滞したこと。
 - (3) 第 106 条第 1 項第 4 号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。
 - (4) 第 13 条（カード等の管理）第 1 項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第 2 項第 1 号に違反してカードを処分し、同条第 3 項に違反してカードの占有を移転し、同条第 4 項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第 5 項に違反したこと。
 - (5) 第 13 条第 1 項後段または同条第 4 項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
 - (6) 暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
 - (7) 第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）第 2 項に反して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。
 - (8) 第 20 条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の会員の責任）第 2 項に定める ID 等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
 - (9) 本契約の申込時に当社に申告すべき事項または第 23 条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）第 1 項に定める届出事項につき、故意に著しく事実と反する申告もしくは届出をし、または同条第 3 項に違反して届出をせずもしくは虚偽の届出をなしたこと。
 - (10) 第 25 条（年収および職業等の申告）の規定に基づき申告すべき事項につき、故意に著しく事実と反する申告をし、または同条第 3 項に基づき提出すべき収入を証する書面について、偽造もしくは変造した書面を提出したこと。
 - (11) 第 26 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第 3 項に違反して同項の届出をせずまたは虚偽の届出をしたこと。
 - (12) 第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第 1 項または第 2 項に違反したこと。
 - (13) 第 44 条（カードショッピング利用に係る禁止行為等）第 1 項各号のいずれかに該当するカードショッピングの利用を行ったこと。
 - (14) 第 44 条第 1 項第 9 号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に違反しもしくは濫用的であり、当社がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。
 - (15) 第 76 条（カードキャッシング利用に係る禁止行為）第 1 項各号のいずれかに該当するカードキャッシングの利用を行ったこと。
 - (16) 第 109 条（反社会的勢力等の排除）第 1 項の表明が事実と反しまたは同項もしくは同条第 2 項の

確約に違反したこと。

- (17) 第 109 条第 1 項の表明もしくは同項もしくは同条第 2 項の確約を拒みもしくは撤回またはこれらを行っていない旨を主張すること。
 - (18) 前各号に掲げる場合のほか、本規約（本規約に付随しまたは関連する特約を含みます。以下本条および第 113 条において同じ。）に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であること。
 - (19) 第 9 号に定める場合を除き、会員の住所および居所または職業もしくは勤務先が不明となったこと。
 - (20) 当社と会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当社が当該契約を解除したこと。
 - (21) 当社と提携する事業者と会員との間のカード会員契約に基づく債務につき、当社が会員から委託を受けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解除されたこと。
 - (22) 第 109 条第 1 項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。
 - (23) 会員が、自らまたは第三者をして、当社の業務に関連し、当社もしくは当社の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人（以下本条において「当社等」といいます。）に対して暴力行為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。
 - (24) 会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布もしくは偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損または当社の業務を妨害したこと。
 - (25) 会員が、自らまたは第三者をして、当社の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当社等の業務または私生活の平穩を害する言動を行い、信頼関係を維持することができない状態に至ったこと。
 - ① 著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。
 - ② 正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行うこと。
 - ③ 当社が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。
 - ④ 義務ないことを行うことを執拗に求めること。
 - ⑤ 差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不当な言動を行い、当社等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。
 - (26) 第 23 号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当社の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当社がこれを行わないよう求めても応じなかったこと。
 - (27) 当社との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは言動をなしまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為をなさなかったことにより、当社が当該会員との取引を継続することが困難となったこと。
 - (28) カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。
 - (29) 前各号に掲げる場合のほか、会員の信用状態が著しく悪化したこと。
- 2 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当社は、該当する各号に定める義務の履行を催告のうえ、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
- (1) 第 1 項第 7 号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ず、または第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）第 2 項もしくは第 3 項の義務に違反したこと。
 - (2) 第 1 項第 9 号および第 19 号の場合を除き、第 23 条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）第 1 項の規定に違反して、届出事項の届出をせず、または同条第 4 項に基づく当社の請求に対し、在留カードの提示または在留資格および在留期間を証する文書の提出に応じなかったこと。
 - (3) 第 1 項第 10 号の場合を除き、第 25 条（年収および職業等の申告）の規定に違反して申告すべき

事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。

- (4) 第 26 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第 1 項の義務に違反しまたは同条第 4 項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。
- (5) 第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第 3 項に基づく当社の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。
- (6) 第 54 条（指定された支払方式の変更）第 4 項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。
- (7) 第 97 条（口座振替による支払および合算請求）第 2 項の義務に違反したこと。
- (8) 第 1 項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと（ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。）。

第 113 条（カード等の利用の停止）

- 1 以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、第 1 号から第 10 号まで、第 14 号または第 15 号の事由にあっては当該事由が解消されるまでの間、第 11 号にあっては当該疑いが解消されまたは当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第 12 号にあっては当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第 13 号にあっては当該利用が行われないことを確認できるまでの間、当社は、何らの通知または催告を要せず会員につき基本サービスもしくは付帯サービス等の全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - (1) 会員が当社に対する金銭債務の履行を遅滞したとき。
 - (2) 会員の信用状態が著しく悪化しまたは悪化するおそれのあるとき。
 - (3) 会員が第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）第 2 項または第 3 項の義務の履行を怠ったとき。
 - (4) 会員が第 26 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第 1 項の義務の履行を怠ったとき。
 - (5) 第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第 1 項に違反した疑いがあるとき。
 - (6) 会員が第 27 条第 2 項に違反した疑いがありまたは同条第 3 項に違反したとき。
 - (7) 第 109 条（反社会的勢力等の排除）第 1 項の表明が誤りであるおそれがありまたは会員が同条第 1 項もしくは第 2 項の確約に反した疑いがあるとき。
 - (8) 会員が第 112 条第 1 項第 4 号から第 8 号まで、同項第 13 号、同項第 15 号、同項第 27 号または同項第 28 号のいずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (9) 会員が、第 112 条第 1 項第 9 号から第 11 号までまたは同項第 18 号のいずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (10) 第 1 号、第 3 号、第 4 号または第 6 号後段に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務が履行されないとき。
 - (11) 第 112 条第 1 項第 23 号、同項第 24 号または同項第 26 号に定める言動がなされた疑いがあるとき。
 - (12) 第 112 条第 1 項第 25 号①から⑤までのいずれかの言動または同号柱書に定める言動がなされたとき。
 - (13) 付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に反しまたは濫用的であるとき。
 - (14) 会員の意思に基づかないカード等の利用がなされるおそれが生じたとき。
 - (15) 会員が、意思能力を喪失するなどその意思によりカード等を利用することが困難となったおそれがあるとき。
- 2 当社は、支払口座からの口座振替を行うために必要な手続が完了するまで、カード等の利用を停止することができるものとします。

第 114 条（本契約の解約）

当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解約し、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 当社が、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に対応するため、当社の業務またはシステムを変更するためその他の合理的な理由に基づき、会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合

- (2) 当社が第三者（Visa および一般の事業会社を含みます。）と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了すること、当該提携の条件または内容を変更することその他の合理的な理由に基づき、会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合
- (3) 会員がカードの有効期限が到来する日の 19 ヶ月前の日の属する月の 1 日からカードの有効期限が到来する日の 3 ヶ月前の日の属する月の 20 日までの期間に、貸与されたカードのカードショッピングおよびカードキャッシングを利用しないなど、利用状況に照らして合理的な理由がある場合

第 115 条（更新カード不発行等と本契約の終了）

- 1 カードの有効期限が満了しつつ、当社が第 8 条（カードの有効期限および更新カードの発行）第 2 項に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に会員から更新カードの発行の申出があり当社がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。
- 2 当社が第 7 条（カードの貸与）、第 8 条（カードの有効期限および更新カードの発行）第 2 項または第 9 条（カードの再発行）の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当社は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。

第 116 条（本契約終了の効果）

- 1 第 111 条（退会）、第 112 条（会員資格の取消）、第 114 条（本契約の解約）または第 115 条（更新カード不発行等と本契約の終了）の規定により本契約が終了した場合には、会員は、以後、基本サービスおよび付帯サービスを利用してはならないものとします。
- 2 前項に規定する場合、当社は、当社自らまたは加盟店を通じて、会員に貸与したカードの返却を求めることができるものとし、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当社の指示に従うものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず第 1 項に規定する場合には、当社は、カードの返却に代えてカードの破棄を求めることができるものとします。この場合、会員は、会員に貸与されたカードすべてにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
- 4 第 1 項の規定に反して会員が基本サービスまたは付帯サービスを利用した場合には、会員はただちに当該利用に係るカード等利用代金等または付帯サービスの代金もしくは手数料に相当する額を支払うものとします。第 42 条（継続課金取引の終了等）第 2 項、第 16 条（カードの利用と会員の責任）、第 18 条（カード情報または偽造カードが利用された場合の会員の責任）から第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの規定により支払義務を負う場合にも同様とします。
- 5 第 111 条、第 112 条、第 114 条または第 115 条の規定により本契約が終了した場合であっても、以下の各号に掲げる事由に該当するときには、なお、以下の各号に定める本規約の規定が適用されるものとします。この場合、当該各号の規定につき第 110 条第 1 項の規定により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。
 - (1) 第 41 条（継続課金取引の場合におけるカードショッピングの利用方法の特則）に定める登録を行った場合には、第 42 条（継続課金取引の終了等）第 2 項
 - (2) 第 2 項または第 3 項の義務が履行されるまでの間は、第 13 条（カード等の管理）から第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの各規定
 - (3) 本契約が終了するまでに、本契約に定めるところにより会員が当社に対して負担した金銭債務がある場合には、第 104 条（ATM を利用する約定支払日前の弁済の特則）を除く第 2 編第 4 章（支払）の規定
 - (4) 前項または第 1 号もしくは第 2 号の規定により負担する金銭債務がある場合には、第 100 条（遅延損害金）、第 107 条（充当）および第 108 条（支払等に要する費用等の負担）

第 117 条（外国為替および外国貿易に関する法令等の適用）

- 1 日本国外でのカード等の利用またはこれに類するものとして当社が指定するものに該当する場合であって、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令により許可もしくは承認を受けまたは届出をする義務が課せられるものであるときには、会員は、当該カード等の利用ができずまたは制限される場合があります。

- 2 会員は、日本国外でカード等を利用したときには、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令に定める義務に対応するうえで必要となる当社の指示に従うものとします。

第 118 条（準拠法）

本契約、基本サービスの利用により成立する契約、付帯サービスに関する契約および特約その他本契約に関連または付随する契約は、日本法を準拠法とし日本法に従って解釈されるものとします。

第 119 条（合意管轄）

会員は、会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、会員の住所地または当社の本社、支店もしくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

別紙 1 定義集

(1)	会員	当社との間で、カード会員契約を締結した個人をいいます。
(2)	カード	当社が会員に対して交付する有体物であって、これに記載されまたは記録されている文字、数字、記号または符号によって会員を特定するとともに、当社が、当該会員に対して以下のいずれかを利用することができる利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定するものをいいます。ただし、子カードは除きます。 ① カードショッピング ② カードショッピングおよびカードキャッシング
(3)	カード会員契約	カード発行事業者と個人（個人事業主である場合を含みます。）との間で締結される継続的契約であって、以下に関する基本的事項を定めたものをいいます。 ① カード発行事業者の相手方である個人に対するカードの貸与 ② 貸与されたカードおよびカード情報の管理 ③ 貸与されたカード等の利用 ④ カード等の利用等に基づく債務の負担およびその支払 ⑤ 上記①から④までに関連する事項
(4)	カードショッピング	第 36 条第 1 項各号の金員につき、その支払をなすべき相手方に対する立替払いを当社に委託し、当社が会員に代わってこれを行うサービスをいいます。
(5)	カードショッピング利用代金	カードショッピングを利用することにより、当社に対して加盟店に対する立替払いを委託した金員をいいます。
(6)	カード情報	以下のいずれかに該当するものであって、暗証番号および子カードのみに係るもの以外のものをいいます。 ① 会員氏名、カード番号、カードの有効期限、セキュリティコード ② 上記①に掲げるもののほか、会員を特定しかつ当該会員に対して利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定する文字、数字、記号、符号または図形であって、会員に対して通知されるもの
(7)	カード等	カードまたはカード情報をいいます。
(8)	カード等利用代金等	カードショッピング利用代金および融資金ならびにこれらに係るショッピング利用手数料その他手数料および利息を総称していいます。
(9)	カード等利用代金等相当額	会員に貸与等されたカード等（カード情報を用いて偽造されたカードを含みます。）を他人が用いてカードショッピングまたはカードキャッシングを利用した場合において、会員が利用したものと仮定した場合のカード等利用代金等と同額の金員をいいます。
(10)	加盟店	販売業者または役務提供事業者など、会員が、カードショッピングを利用して立替払いを委託する場合の、立替払いを受けることができる者として当社が指定した者をいいます。

(11)	加盟店契約	以下のいずれかの者が、加盟店との間で締結する、当該加盟店におけるカードショッピングの利用に関する事項を定めた契約をいいます。 ① 当社 ② 当社から当社のために加盟店契約の締結を許諾された事業者 ③ Visa から加盟店契約の締結を許諾された日本国内外のカード会社、金融機関その他事業者
(12)	基本サービス	第5条第1項または第2項に定めるサービスをいいます。
(13)	キャッシングリボ	返済方式がリボルビング払いであるカードキャッシングをいいます。
(14)	キャッシングリボ残高	融資金のうち、ある時点における返済方式がリボルビング払いであるものの未決済金額の合計額をいいます。
(15)	継続課金取引	当事者間の事前の合意に基づく以下のいずれかの取引をいいます。 ① 商品の引渡し、役務の提供または権利の移転が定期的に反復して行われる取引であってこれに応じて代金または対価が発生する取引 ② 継続的に役務の提供がなされ、その対価の履行期があらかじめ定められた一定の期間ごと到来する取引 例えば、電気、ガスもしくは水道の供給、下水道の使用、通信サービスの利用、不動産の賃貸借などのほか、一般に、定期購入、各種サブスクリプションサービスなどが継続課金取引に該当します。
(16)	子カード	当社が会員に対して交付する有体物であって、これに記載または記録されている文字、数字、記号、符号または図形によって会員を特定することができるもののうち、以下の条件をすべて満たすものをいいます。 ① 当社が会員に対して当該有体物を交付するのと同時にまたはこれに先立って当該会員に対してカード等を交付等することとしているものであること。 ② 当該有体物が、①のカード等によりこれに係る会員に対して付与された利用可能枠の範囲でカードショッピングを利用するために用いられることを予定するものであること。 ③ ②のカードショッピングにつき、利用されることを予定する加盟店の業種または範囲がカード等と異なるものであることを予定するものであること。
(17)	支払口座	金融機関に開設された預金口座または貯金口座であって会員が支払のために指定し、所定の口座振替依頼書の提出その他の口座振替のためにあらかじめ必要となる手続が完了したものをいいます。
(18)	締切日	以下の基準日となる日をいいます。 ① カードショッピングの約定支払日の判定または約定支払日における支払額の算定 ② 返済方式がリボルビング払いであるカードキャッシングの約定支払日における返済額の算定

(19)	ショッピングリボ残高	ある時点における、支払方式がリボルビング払いであるカードショッピング利用代金の未決済金額の合計額をいいます。
(20)	他人	カードもしくは子カードに記載もしくは記録されまたはカード情報もしくは子カードの情報で特定される会員に該当しない者をいい、会員の代理人または財産管理人も、他人に含まれます。
(21)	入会	会員が、当社との間でカード会員契約を締結することをいいます。
(22)	付帯サービス	当社もしくは当社が提携するサービス提供会社が本契約に関連して会員に対して提供するサービスまたは特典であって、カードショッピングまたはカードキャッシング以外のサービスをいいます。
(23)	平月	以下の各場合における、ボーナス月以外の月をいいます。 ① カードショッピング利用代金の支払方式がボーナス併用分割払いである場合 ② カードショッピング利用代金の支払方式がリボルビング払いであってその支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング方式である場合 ③ カードキャッシングの返済方式がリボルビング払いであって、その返済額の算定方法がボーナス併用残高スライドリボルビング払いである場合
(24)	本契約	当社と任意の個人の間で成立したカード会員契約のうち NICOS ブランドのカードであって Visa と提携して発行するカードである「Soo」に係るカード会員契約をいいます。
(25)	融資金	カードキャッシングの利用により貸付けを受けた元金をいいます。
(26)	IC カード	カードのうち、カード情報が集積回路に記録され、カードを提示して行うカードショッピングの利用の際、当該記録されたカード情報を読み取って行うことを予定するものをいいます。
(27)	Visa	Visa Incorporated またはそのグループ企業をいい、Visa Worldwide Pte. Ltd.を含みます。
(28)	Visa 加盟店	加盟店のうち、Visa と提携する者との間で、Visa ブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
(29)	Visa ブランド	Visa の提供する決済サービスを表章するものとして Visa が定めた標章をいう。
(30)	WEB サービス	インターネットを用いた当社に対する届出事項変更の届出、ポイント利用の申込など、当社が当社所定のサーバー上に開設する、会員ごとにアクセス制御がなされる WEB サイトを通じて会員に対して提供するサービスをいいます。
(31)	WEB 明細	WEB サービス内のサービスのうち、会員に対して、カードショッピングおよびカードキャッシングの利用明細、次回約定支払日において支払うべき金額その他の関連事項を電磁的記録の提供の方法で提供するサービスをいいます。

別表 1（第 50 条、第 51 条、第 65 条関係）

きっちりコース（残高スライド方式）

締切日時点のショッピングリボ残高	毎月の弁済金
10 万円以下	5 千円
10 万円超 20 万円以下	1 万円
20 万円超 30 万円以下	2 万円
30 万円超 40 万円以下	3 万円
40 万円超 50 万円以下	4 万円
50 万円超 100 万円以下	5 万円
100 万円超	6 万円

別表 2（第 50 条、第 51 条、第 65 条関係）

ゆとりコース（残高スライド方式）

締切日時点のショッピングリボ残高	毎月の弁済金
10 万円以下	2 千円
10 万円超 20 万円以下	3 千円
20 万円超 30 万円以下	5 千円
30 万円超 50 万円以下	7 千円
50 万円超 80 万円以下	1 万円
80 万円超 100 万円以下	1 万 5 千円
100 万円超 150 万円以下	2 万円
150 万円超 200 万円以下	2 万 5 千円
200 万円超	3 万 5 千円

別表 3（第 50 条、第 51 条、第 52 条、第 65 条関係）

一定コース（定額方式）

2 万円以上 5 万円以下の範囲で 1 万円単位の金額

別表 4（第 55 条関係）

ショッピング利用手数料の手数料率表

支払回数（回）	1	2	3	5	6
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6
手数料率（実質年率）（%）	0		16.25	18.00	18.50
カードショッピング利用代金 （現金価格）100 円あたりの 分割払手数料の額（円）	0		2.73	4.55	5.46

支払回数（回）	10	12	15	18	20
支払期間（ヵ月）	10	12	15	18	20
手数料率（実質年率）（%）	19.50		19.75		
カードショッピング利用代金 （現金価格）100 円あたりの 分割払手数料の額（円）	9.10	10.92	13.65	16.38	18.20

支払回数（回）	24	ボーナス 1 回払い	リボルビング払い
支払期間（ヵ月）	24	1～5	*
手数料率（実質年率）（%）	19.75	0	19.80
カードショッピング利用代金 （現金価格）100 円あたりの 分割払手数料の額（円）	21.84	0	

* リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ残高または会員が指定した毎月の支払金額（弁済金）により相違します。

別表 5（第 81 条、第 82 条、第 83 条関係）

きっちりコース

キャッシングリボ残高	キャッシングリボ返済元利金（利息含）
10 万円以下	1 万円
10 万円超 20 万円以下	1 万 5 千円
20 万円超 30 万円以下	2 万円
30 万円超 40 万円以下	2 万 5 千円
40 万円超 50 万円以下	3 万円
50 万円超	3 万 5 千円

ゆとりコース・一定コース

キャッシングリボ残高	キャッシングリボ返済元利金（利息含）
10 万円以下	5 千円
10 万円超 30 万円以下	1 万円
30 万円超 50 万円以下	1 万 5 千円
50 万円超 80 万円以下	2 万円
80 万円超 100 万円以下	2 万 5 千円
100 万円超 150 万円以下	3 万円
150 万円超 200 万円以下	3 万 5 千円
200 万円超	4 万円

別表 6（第 88 条関係）

ATM 利用手数料

融資金の額	ATM 利用手数料の額（消費税込）
1 万円以下	110 円
1 万円超	220 円

以下「割賦販売法第30条に定める情報提供書面」（2026年10月30日版）記載の分割払い（ボーナス併用分割払い含む）の手数料率は、2026年12月ご請求分（2026年11月6日以降ご利用分）より適用となります。なお、2026年10月30日から2026年11月5日までのご利用分（2026年11月ご請求開始分）につきましては、後掲2025年4月版の本書面記載の取引条件が適用となります。

また、リボルビング払いの手数料率も、2026年12月ご請求分より適用となります。なお、2026年10月30日から2026年11月5日までのご利用分（2026年11月ご請求開始分）につきましては、ご利用のカードの有効期限到来まで後掲2025年4月版の本書面記載の取引条件が適用となります。

2026 年 10 月 30 日版

割賦販売法第 30 条に定める情報提供書面（NICOS カード「Soo」）

第 1 1 回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1 支払期間、支払回数および手数料率【会員規約第 48 条、第 49 条、第 55 条、別表 4】

支払回数（回）	2	3	5	6	10	12
支払期間（ヵ月）	2	3	5	6	10	12
手数料率（実質年率）（%）	0	16.25	18.00	18.50	19.50	
カードショッピング利用代金（現金価格）100 円あたりの分割払手数料の額（円）	0	2.73	4.55	5.46	9.10	10.92

支払回数（回）	15	18	20	24	ボーナス 1 回	
支払期間（ヵ月）	15	18	20	24	1～5	
手数料率（実質年率）（%）	19.75				0	
カードショッピング利用代金（現金価格）100 円あたりの分割払手数料の額（円）	13.65	16.38	18.20	21.84	0	

- ・ ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる場合があります。
- ・ 一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。

2 支払総額の具体的算定例【会員規約第 55 条、第 57 条、第 62 条、別表 4】

現金価格 6 万円を 6 回払いでご利用の場合

(1) 分割払手数料

$$60,000 \text{ 円} \times (5.46 \text{ 円} \div 100 \text{ 円}) = 3,276 \text{ 円}$$

(2) 支払総額

$$60,000 \text{ 円} + 3,276 \text{ 円} = 63,276 \text{ 円}$$

(3) 分割支払金

$$63,276 \text{ 円} \div 6 \text{ 回} = 10,546 \text{ 円}$$

第 2 リボルビング払いに関する事項

1 弁済の時期【会員規約第 93 条】

支払方式がリボルビング払いであるカードショッピング利用代金につき、毎月 5 日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月 27 日ですが、当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2 弁済金の額の算定方法【会員規約第 50 条、第 65 条、第 67 条、第 68 条】

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式とします。

(1) 残高スライドリボルビング払い(きっちりコース・ゆとりコース)

下記表の支払コースのうちから会員があらかじめ指定した支払コースに従い、約定支払日の当月の締切日時点のショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。当該金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。ただし、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金を下回る場合には、当該金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき毎月の弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

きっちりコース(残高スライド方式)

締切日時点のショッピングリボ残高	毎月の弁済金
10 万円以下	5 千円
10 万円超 20 万円以下	1 万円
20 万円超 30 万円以下	2 万円
30 万円超 40 万円以下	3 万円
40 万円超 50 万円以下	4 万円
50 万円超 100 万円以下	5 万円
100 万円超	6 万円

ゆとりコース(残高スライド方式)

締切日時点のショッピングリボ残高	毎月の弁済金
10 万円以下	2 千円
10 万円超 20 万円以下	3 千円
20 万円超 30 万円以下	5 千円
30 万円超 50 万円以下	7 千円
50 万円超 80 万円以下	1 万円
80 万円超 100 万円以下	1 万 5 千円
100 万円超 150 万円以下	2 万円
150 万円超 200 万円以下	2 万 5 千円
200 万円超	3 万 5 千円

(2) 元利定額リボルビング払い(一定コース)

約定支払日の当月の締切日時点のショッピングリボ残高につき 2 万円以上 5 万円以下の範囲で 1 万円単位で会員があらかじめ指定した金額（ただし、会員が会員規約の定めに従い指定した金額を変更したときには当該変更後の金額（以下これらの金額を「指定金額」といいます。））を支払うものとします。当該金額には下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。ただし、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき指定金額を下回る場合には、当該加算した金額を支払うものとします。また、約定支払日に

支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき指定金額の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

3 手数料率およびショッピング利用手数料

(1) 手数料率【会員規約第 55 条、別表 4】

年 19.80%（実質年率）とします。

(2) ショッピング利用手数料の計算方法【会員規約第 58 条】

約定支払日翌日から翌月約定支払日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額（1 円未満の端数切捨て）とします。

●所定ショッピングリボ残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の冒頭のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るカードショッピング利用代金を減じた金額をいいます。

カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料【会員規約第 67 条】

約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の前月約定支払日の翌日から当該約定支払日までの間の、上記（2）によって計算される金額とします。

4 弁済金の額の具体的算定例

(1) 残高スライドリボルビング払い

支払コースがきっちりコース

4 月 6 日から 5 月 5 日までに 5 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/5	50,000	5/27	5,000	5,000	0	45,000
2	6/5	45,000	6/27	5,000	4,244	756	40,756

*ショッピング利用手数料の計算

●5 月 27 日支払 0 円

●6 月 27 日支払 45,000 円×19.8%÷365×31 日（5 月 28 日～6 月 27 日）=756 円

(2) 元利定額リボルビング払い

毎月の指定金額が 2 万円の一定コース

4 月 6 日から 5 月 5 日までに 5 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/5	50,000	5/27	20,000	20,000	0	30,000
2	6/5	30,000	6/27	20,000	19,496	504	10,504

*ショッピング利用手数料の計算

●5 月 27 日支払 0 円

●6 月 27 日支払 30,000 円×19.8%÷365×31 日（5 月 28 日～6 月 27 日）=504 円

第 3 各支払方式に共通する事項

利用可能枠(極度額)に関する事項【会員規約第 30 条、第 32 条】

利用可能枠は、当社が審査の上定めます。利用可能枠は、カード送付台紙または割賦取引利用可能枠に関する通知書に記載されるほか、当社所定の会員専用サイトに表示されます。

割賦販売法第 30 条に定める情報提供書面（NICOS カード「Soo」）

第 1 1 回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1 支払期間、支払回数および手数料率【会員規約第 48 条、第 49 条、第 55 条、別表 4】

支払回数（回）	2	3	5	6	10	12
支払期間（ヵ月）	2	3	5	6	10	12
手数料率（実質年率）（%）	0	14.75	16.25	16.75	17.50	17.75
カードショッピング利用代金（現金価格）100 円あたりの分割払手数料の額（円）	0	2.46	4.10	4.92	8.20	9.84

支払回数（回）	15	18	20	24	ボーナス 1 回	
支払期間（ヵ月）	15	18	20	24	1～5	
手数料率（実質年率）（%）	17.75	18.00			0	
カードショッピング利用代金（現金価格）100 円あたりの分割払手数料の額（円）	12.30	14.76	16.40	19.68	0	

- ・ ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる場合があります。
- ・ 一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。

2 支払総額の具体的算定例【会員規約第 55 条、第 57 条、第 62 条、別表 4】

現金価格 6 万円を 6 回払いでご利用の場合

(1) 分割払手数料

$$60,000 \text{ 円} \times (4.92 \text{ 円} \div 100 \text{ 円}) = 2,952 \text{ 円}$$

(2) 支払総額

$$60,000 \text{ 円} + 2,952 \text{ 円} = 62,952 \text{ 円}$$

(3) 分割支払金

$$62,952 \text{ 円} \div 6 \text{ 回} = 10,492 \text{ 円}$$

第 2 リボルビング払いに関する事項

1 弁済の時期【会員規約第 93 条】

支払方式がリボルビング払いであるカードショッピング利用代金につき、毎月 5 日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月 27 日ですが、当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2 弁済金の額の算定方法【会員規約第 50 条、第 65 条、第 67 条、第 68 条】

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式とします。

(1) 残高スライドリボルビング払い(きっちりコース・ゆとりコース)

下記表の支払コースのうちから会員があらかじめ指定した支払コースに従い、約定支払日の当月の締切日時点のショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。当該金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。ただし、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金を下回る場合には、当該金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき毎月の弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

きっちりコース(残高スライド方式)

締切日時点のショッピングリボ残高	毎月の弁済金
10 万円以下	5 千円
10 万円超 20 万円以下	1 万円
20 万円超 30 万円以下	2 万円
30 万円超 40 万円以下	3 万円
40 万円超 50 万円以下	4 万円
50 万円超 100 万円以下	5 万円
100 万円超	6 万円

ゆとりコース(残高スライド方式)

締切日時点のショッピングリボ残高	毎月の弁済金
10 万円以下	2 千円
10 万円超 20 万円以下	3 千円
20 万円超 30 万円以下	5 千円
30 万円超 50 万円以下	7 千円
50 万円超 80 万円以下	1 万円
80 万円超 100 万円以下	1 万 5 千円
100 万円超 150 万円以下	2 万円
150 万円超 200 万円以下	2 万 5 千円
200 万円超	3 万 5 千円

(2) 元利定額リボルビング払い(一定コース)

約定支払日の当月の締切日時点のショッピングリボ残高につき 2 万円以上 5 万円以下の範囲で 1 万円単位で会員があらかじめ指定した金額（ただし、会員が会員規約の定めに従い指定した金額を変更したときには当該変更後の金額（以下これらの金額を「指定金額」といいます。））を支払うものとします。当該金額には下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。ただし、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき指定金額を下回る場合には、当該加算した金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき指定金額の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

3 手数料率およびショッピング利用手数料

(1) 手数料率【会員規約第 55 条、別表 4】

年 18.00%（実質年率）とします。

(2) ショッピング利用手数料の計算方法【会員規約第 58 条】

約定支払日翌日から翌月約定支払日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額（1 円未満の端数切捨て）とします。

● 所定ショッピングリボ残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の冒頭のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るカードショッピング利用代金を減じた金額をいいます。

カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料【会員規約第 67 条】

約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の前月約定支払日の翌日から当該約定支払日までの間の、上記 (2) によって計算される金額とします。

4 弁済金の額の具体的算定例

(1) 残高スライドリボルビング払い

支払コースがきっちりコース

4 月 6 日から 5 月 5 日までに 5 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支 払 回 数	締切日	締切日時点 のショッピ ングリボ残 高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金のう ち元金充当 額 (円)	弁済金のう ちショッピ ング利用手 数料充当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ残高 (円) (B-E)
1	5/5	50,000	5/27	5,000	5,000	0	45,000
2	6/5	45,000	6/27	5,000	4,313	687	40,687

* ショッピング利用手数料の計算

● 5 月 27 日支払 0 円

● 6 月 27 日支払 $45,000 \text{ 円} \times 18\% \div 365 \times 31 \text{ 日 (5 月 28 日} \sim \text{6 月 27 日)} = 687 \text{ 円}$

(2) 元利定額リボルビング払い

毎月の指定金額が 2 万円の一定コース

4 月 6 日から 5 月 5 日までに 5 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支 払 回 数	締切日	締切日時点 のショッピ ングリボ残 高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金のう ち元金充当 額 (円)	弁済金のう ちショッピ ング利用手 数料充当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ残高 (円) (B-E)
1	5/5	50,000	5/27	20,000	20,000	0	30,000
2	6/5	30,000	6/27	20,000	19,542	458	10,458

* ショッピング利用手数料の計算

● 5 月 27 日支払 0 円

● 6 月 27 日支払 $30,000 \text{ 円} \times 18\% \div 365 \times 31 \text{ 日 (5 月 28 日} \sim \text{6 月 27 日)} = 458 \text{ 円}$

第 3 各支払方式に共通する事項

利用可能枠(極度額)に関する事項【会員規約第 30 条、第 32 条】

利用可能枠は、当社が審査の上定めます。利用可能枠は、カード送付台紙または割賦取引利用可能枠に関する通知書に記載されるほか、当社所定の会員専用サイトに表示されます。

個人情報の取扱いに関する同意条項（NICOS カード「Soo」）

第 1 条（定義）

- 1 本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力（以下「支払能力等」といいます。）に関する情報の収集および当該個人信用情報機関と信用情報提供契約を締結した与信事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち当社が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。
- 2 前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に定めがあるものを除き、NICOS カード「Soo」会員規約に定義された語句と同一の意義を有するものとします。

第 2 条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）

- 1 会員および会員となろうとする者（以下これらを総称して「会員等」といいます。）は、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「当社」といいます。）が、以下の第 1 号から第 3 号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第 1 号から第 3 号までの契約に基づき行われる取引（付帯サービスなど、当社が提供するサービスに係るものを含みます。）を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。
 - (1) 本契約
 - (2) ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約など本契約に基づく契約
 - (3) 会員等と当社との間の本契約以外の契約
- 2 前項に定める本件個人情報とは、会員等に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第 4 条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、第 8 条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。
 - (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、E メールアドレス、職業、勤務先（その所在地および電話番号等を含みます。）、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報
 - (2) 会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費（居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。）その他の会員等の支払能力等に関する情報
 - (3) 入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として指定された預貯金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報
 - (4) 本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の申込、成立および内容に関する情報
 - (5) 本契約または本契約に基づく契約により会員が負担する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約または本契約の履行に関する情報
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当社が適正な手段で取得した情報（個人関連情報を含む）

第 3 条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用）

- 1 会員等は、当社が、本件個人情報（ただし、第 2 条第 2 項第 2 号の情報を除きます。）につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。
 - (1) クレジット関連事業における市場調査、商品開発
 - (2) クレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による個別のご提案、営業案内
 - (3) 当社が加盟店、当社提携会社、当社が属する三菱 UFJ フィナンシャル・グループに属する会社等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による個別のご提案、営業案内

- 2 当社のクレジット関連事業は、クレジットカード、融資、信用保証、集金代行、金融商品仲介、銀行代理、前払式支払手段の発行・販売等当社の目的として登記されている業務です。事業内容の詳細は、当社ウェブサイトにおいてご確認ください。
- 3 当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

第4条（個人信用情報機関）

- 1 当社の加盟個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	電話番号	ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構（JICC）	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

※株式会社日本信用情報機構（JICC）は、貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

- 2 提携個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

- 3 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。
- 4 CIC は、同社が保有する信用情報を分析のうえ算出した「指数」とその「算出理由」を「クレジット・ガイダンス情報」として当該情報の本人および同社の加盟事業者に限って提供しております。クレジット・ガイダンス情報は、同社の加盟事業者においては、与信判断の目的でのみ提供され利用されます。「クレジット・ガイダンス」の詳細については、上記 CIC のホームページをご確認ください。

第5条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）

- 1 会員等は、当社が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。
 - (1) 会員等の支払能力等を調査し、当社と会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため
 - (2) 当社と会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として会員の支払能力等を調査するため
 - (3) 当社と会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、会員の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため
- 2 前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける会員等の個人情報は、第7条（3）に定められた情報とします。
- 3 当社は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。

第 6 条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）

- 1 会員等は、当社が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。

登録される情報	加盟個人信用情報機関別の登録される期間	
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
②本契約の申込に係る情報	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 か月間	照会日から 6 か月以内
③本契約または本契約に基づく契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内）
④本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内

- 2 当社が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

(1) CIC に対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号（ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。）等
②本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別（申込区分）、契約予定額、支払予定回数等
③本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等
④支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等

(2) JICC に対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号（ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。）等
②申込情報	照会日、申込商品種別等
③契約内容に関する情報	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等
④返済状況に関する情報	入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等
⑤取引事実に関する情報	債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立て、債権譲渡等

第7条（加盟個人信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意）

会員等は加盟個人信用情報機関が、加盟事業者による会員等の支払能力等調査に資することを目的に、その保有する個人情報であって、加盟事業者における与信判断に用いられることを予定する情報（以下「信用情報」といいます。）を以下のとおり利用することおよび当該情報を加盟事業者に提供することに同意します。

（1）加盟個人信用情報機関が保有する信用情報

加盟個人信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

- ① 加盟事業者（当社を含みます。）から提供を受けた個人情報。当該情報の種類および概要は、第6条第2項に掲げられたものと同様です。
- ② 加盟個人信用情報機関が収集した①以外の情報。当該情報には、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報（本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報）が含まれます。
- ③ 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

（2）加盟個人信用情報機関による信用情報の利用

加盟個人信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

- ① 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他加盟個人信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
- ② 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

（3）加盟個人信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

加盟個人信用情報機関は、信用情報（（1）①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（（1）①）を、提携個人信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

第8条（機微情報の取扱い）

- 1 当社は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。
- 2 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。
 - （1）本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）に定める要配慮個人情報
 - （2）労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当社は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うことができるものとします。ただし、第6号から第9号に掲げる場合であって、機微情報が前項第1号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。
 - （1）法令に基づく場合
 - （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - （5）学術研究機関等から学術研究目的で機微（センシティブ）情報を取得する必要がある場合（当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
 - （6）機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合
 - （7）相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - （8）当社のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行

上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合

(9) 機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

第9条（個人情報の公的機関等への提供）

当社は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、会員等は、当社が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当社が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第10条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 1 会員等は、当社に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第14条に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。また、開示等の請求手続きにつきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。
- 2 会員等は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。
- 3 当社の保有個人データまたは当社が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。

第11条（本同意条項に不同意の場合）

- 1 会員等が本同意条項第2条第1項の条項に同意しない場合には、当社は、会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。
- 2 会員等が第5条第1項、第6条第1項、第7条および第9条の条項に同意しない場合には、当社は、会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。
- 3 会員等は、本同意条項のうち、第2条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条および第9条に定める同意につき、撤回することはできません。
- 4 会員等が第3条第1項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当社は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当社または当社の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。

第12条（第3条第1項の同意の撤回）

- 1 会員等が、当社所定の手続きにより第3条第1項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当社は、すみやかに当該会員等に係る個人情報につき、第3条第1項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。
- 2 第3条第1項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第14条記載のお問合せ窓口にお問合せください。
- 3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当社は当該各号に定める限度で、第3条第1項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。

(1)	第3条第1項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間
(2)	第3条第1項第2号または第3号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用代金請求書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合
(3)	第3条第1項第2号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当社の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合

第 13 条（本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用）

- 1 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 2 条、第 5 条、第 6 条および第 7 条に定める範囲で利用または提供されます。
- 2 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当社は第 2 条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、会員等の個人情報につき、第 5 条、第 6 条および第 7 条に定める範囲で利用または提供されます。

第 14 条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては下記にご連絡ください。

なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。

三菱 UFJ ニコス株式会社 NICOS コールセンター
ナビダイヤル 0570-025405 または 03-5940-1100
東日本 〒113-8643 東京都文京区本駒込 6-14-23
西日本 〒460-8355 名古屋市中区大須 4-11-52

第 15 条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

RB2604039
010433 26.10 XX